

テムの変更を経て2024年12月以降は賞与引当金ではなく、未払賞与勘定が使用されている。

イ 賞与引当金計上取りやめの検討要請

D&Iグループでは、2025年度上期の業績が芳しくなく、同年度上期予算を達成することが困難な状況にあったため、2024年9月12日、同日開催予定のD&Iグループ会議の前に、D&Iグループ管掌兼インダストリアルガスユニットEo氏、エレクトロニクスユニットIc氏及び機能材料Ch氏（以下「Ch氏」という。）、並びに地球環境部門企画・管理部Fj氏の4名で協議を行い、予算達成に向けた対策を検討することになった。

この頃、直近の事例として、D&Iグループ・機能材料ユニットに属するAWマッハでは、業績低迷を理由として2024年12月支給分の賞与の減額を決定したうえで、2024年8月分及び同年9月分の賞与引当金の計上を取りやめるという対応がとられていた。そこで、予算達成に向けた対策の協議の中で、Eo氏は、AWマッハの事例を共有し、これを受け4名で協議を行った結果、D&Iグループの各部署・子会社に賞与引当金の先送りを検討させるよう要請することとなった。Eo氏は、Fj氏、Ch氏及びIc氏に対し、D&Iグループ会議において各部署及び子会社に当該要請を行うよう指示した。

その後、D&Iグループ会議において、D&Iグループの各部署・子会社に対して、Eo氏からは総括的な説明が行われ、続いてFj氏から、費用計上の後ろ倒しや、修繕費から資産計上への振替等の対応策に加えて、引当金計上の見直しの一環として、賞与引当金の計上を取りやめる対応を検討するよう要請がされた。なお、D&Iグループ会議には、D&Iグループに属するインダストリアルガスユニットのビジネスディビジョンBx氏も参加していた。

前記D&Iグループ会議を受けて、エレクトロニクスユニット内では、同ユニットの業務・システム部Gr氏（以下「Gr氏」という。）から、各部署・子会社に対して、Fj氏の要請と同趣旨の要請がなされたほか、Ic氏からも各子会社の社長に対して直接同趣旨の要請がなされた。

ウ 賞与引当金計上の取りやめ

Y氏は、前記指示の内容として、一社当たり20百万円程改善する必要があるとの説明を受けたところ、賞与引当金の額が22百万円程であったため、9月分の賞与引当金の計上を取りやめることを決定した。なお、Y氏は、AWMX管理本部管理部Dq氏（以下「Dq氏」という。）に対して賞与引当金の計上取りやめが問題ないか確認したが、Dq氏に止められることはなかったため、賞与引当金の計上を一時的に取りやめても下期に損失が先送りされるにすぎず、通期で見れば同じ金額が計上されるため、会計上問題がないという認識のもとで実行した。

以上のとおり、AWMXは、当社から、賞与引当金の計上を取りやめることを検討するよう要請を受けたため、これに従って、2024年の9月分の賞与引当金について、本来は22百万円を計上すべきところ、約2百万円しか計上しなかった。

その後、AWMXにおいて、2024年9月の賞与引当金計上取りやめに対応する減額はされないまま2024年12月の賞与が計画どおりに支給され、賞与引当金繰入額の約20百万円の費用計上先送りの結果が生じた。

エ 監査法人による指摘及びこれに対する当社の対応等

2025年2月、当社の監査法人による2025年3月期の期中監査において、2024年9月18日にFj氏が送信した以下のメールが検出されたため、監査法人より、「引当金見直し」の意味内容について確認・指摘を受けた。

【2024年9月18日 Fj氏→D&Iグループディビジョン■等】(抜粋)
9月度D&Iグループ会議にて話が合った通り、
費用計上後ろ倒し、引当金見直し、修繕費から資産計上への振替等
各ユニットでの収益改善の進捗を含めて
ご報告をお願いいたします。

前記確認・指摘を受けて、当社において、前記メールの受信者15名に対するアンケート調査や、Fj氏ら5名に対する面談が実施され、その結果、後記(4)で述べるAWMXを含む4社で賞与引当金の過少計上が行われていたことが判明した。

しかしながら、前記アンケート及び面談において、D&Iグループ会議でFj氏から賞与引当金の計上を取りやめる旨の指示を受けたと述べる者はおらず、それどころか、いずれもFj氏の指示を誤解したミスコミュニケーションによるものであると供述し、Fj氏も、同指示を行ったことを否認した。そのため、当社の調査結果としては、AWMXを含む4社での賞与引当金の過少計上については、意図的な不正ではなく、担当者間のコミュニケーション不足及び子会社経理人員の適正な決算に対する理解不足が原因であると結論付けられた。

(3) 関与者の認識について

ア はじめに

前記のとおり経緯で行われた賞与引当金の過少計上について、Eo氏及びFj氏を除く関与者は、賞与引当金の計上をせず損失発生時期を先送りする意図をもって、(賞与支給額を減額することなく)賞与引当金の計上を取りやめたことを自認している。

他方で、Eo氏及びFj氏は、実際の賞与支給額を減額したうえで賞与引当金の計上を取りやめることを検討してもらう趣旨であった旨の供述をしている。当委員会としては、前記(2)のとおり、Eo氏及びFj氏はいずれも賞与引当金の計上を取りやめることを検討するようAWMX側に要請していたと認定するものであるため、以下のとおり事実認定を補足する。

イ D&Iグループ会議の事前協議についての事実認定の補足

前記(2)のとおり、当委員会としては、2024年9月12日、Eo氏、Ic氏、Ch氏及びFj氏が参加した、D&Iグループ会議の事前協議において、D&Iグループの各部署・子会社に賞与引当金の計上取りやめを検討させるよう要請するという事となったものと認定する。

認定の根拠として、Eo氏が2024年9月20日にBx氏から受信した以下のメールがある。このメールからは、2024年9月20日にBx氏がEo氏の指示を受け、賞与引当金について検討を行い、具体的には、セグメント会社の9月分の賞与引当金を10月に計上することで、9月の収益改善を試みていることが読み取れる。

【2024年9月20日 Bx氏→Eo氏】(抜粋)
先ほどご指示頂きました賞与引当金ですが、AW本体と
地域事業会社はD&I以外の事業も担っているため、
難しい側面がございますが、セグメント会社の賞与引当金を

9月分を10月に計上することで、9月の収益改善は可能かと存じます。

他のユニットでも同様の対応は可能かと存じますので、後ほどご相談させて頂きたく存じます。

Eo氏は、D&Iグループ会議の事前協議の中でAWマッハの前記対応の例を挙げて賞与引当金計上の見直しを要請することにしたことは認めつつも、その趣旨は、上期に計上すべき賞与引当金を下期に先送りする旨の要請ではなく、業績悪化や過剰予算等の理由により適正な賞与の支払となっていない子会社を対象として、賞与の支払を実際に減額することを前提に、賞与引当金の計上取りやめを検討させる要請であった旨述べており、当委員会のヒアリングにおいて、前記メールについて、Bx氏に対して賞与引当金の先送りの指示をしたことはない、覚えていない等と供述している。この点、仮に、Eo氏が、Bx氏に対して賞与引当金の先送りを指示したことがないのであれば、前記メールは明らかに自身の指示の趣旨と異なる受け止め方をされているものであることから、Bx氏に指示の訂正等の対応をするのが通常であるといえるが、本調査では、Eo氏による指示の訂正等の対応がなされた事実は認められなかった。また、前記メールは、Eo氏のみを宛先に送られたものであり、その内容としても、明らかに賞与引当金の先送りを意図するものであって、(Eo氏が真に賞与引当金の先送りの意図を有していなかったのであれば)大いに違和感を覚える内容となっており、それを失念しているというのは考えがたい。そのため、Eo氏の前記供述は、いずれも信用性を認めることはできず、Eo氏は、前記メールに記載されているとおり、Bx氏に対して、2024年9月20日に、上期に計上すべき賞与引当金を下期に先送りすることを検討させる旨の指示を行っていたものと認められる。

このように、Eo氏は、2024年9月20日の時点において、Bx氏に対して、賞与引当金の計上取りやめを検討させる旨の指示をしていたのであるから、その直前の2024年9月12日のD&Iグループ会議前の事前協議やD&Iグループ会議における発言が賞与引当金の先送りを要請する趣旨ではない旨のEo氏の供述もまた信用性を欠くものと評価できる。

また、別の認定の根拠として、Ic氏が、事前協議での出来事として賞与引当金の計上先送りの検討を要請することとなった旨述べている。Ic氏は、事前協議の際の出来事として、自身(Ic氏)があまり会計に明るくないことから、賞与引当金の計上を先送りすれば見かけ上はその期のプラスになると理解し感心した覚えがある旨を述べており、Ic氏の供述は具体的であるし、また、実際に、AWMXを含む4社が賞与引当金の先送りを行っていることからしても、Ic氏のかかる供述は信用性が認められると考えられる。

したがって、当委員会としては、2024年9月12日、Eo氏、Ic氏、Ch氏及びFj氏が参加した、D&Iグループ会議の事前協議において、D&Iグループの各部署・子会社に賞与引当金の先送りを検討させるよう要請するということとなったものと認定する。

ウ D&Iグループ会議についての事実認定の補足

前記(2)のとおり、当委員会としては、D&Iグループ会議において、D&Iグループの各部署・子会社に対して、Eo氏からは総括的な説明が行われ、続いてFj氏から、賞与引当金の計上を下期に先送りする対応を検討するよう要請したものと認定する。

この点について、当委員会のヒアリングにおいて、Fj氏は、D&Iグループ会議で賞与引当金の計上を取りやめることを説明・要請したが、あくまで実際に賞与を引き

下げることを念頭においたものであって、賞与を引き下げることなく引当金計上のみを減少させることは意図していなかったと述べている。しかしながら、D&I グループ会議での Fj 氏の要請は、事前協議の結果を受けて行われたものであるところ、前記（２）のとおり、事前協議では上期に計上される予定の賞与引当金の先送りを検討するよう要請することになったと認められる以上、D&I グループ会議での Fj 氏の要請についても、かかる趣旨であったものと考えられるし、また、Fj 氏自身が認めるように、Fj 氏は実際に賞与支給額を引き下げる必要があることは説明していないことや、12 月の賞与の支給の判断については、労働組合との関係や取締役会での議論等の諸事情を考慮しなければならず 9 月中旬に決定することは難しいことから、実際に賞与を引き下げること念頭においたものであったという供述は信用できない。

したがって、当委員会としては、D&I グループ会議において、D&I グループの各部署・子会社に対して、Fj 氏から、賞与引当金の計上を下期に先送りする対応を検討するよう要請したものと認定する。

エ Eo 氏の認識

前記（２）のとおり、Eo 氏は、D&I グループ会議の事前協議において、D&I グループの各部署・子会社に賞与引当金の先送りの検討を要請することを決めており、不正の認識があったというべきである。

Eo 氏は、賞与の支払を実際に減額することを前提に、賞与引当金の計上取りやめを検討させる要請であった旨供述するが、この供述が信用性を欠くことについては既に述べたとおりである。

オ Fj 氏の認識

前記（２）のとおり、Fj 氏は、D&I グループ会議の事前協議において、D&I グループの各部署・子会社に賞与引当金の先送りの検討を要請することを決めており、また、D&I グループ会議においても D&I グループの各部署・子会社に賞与引当金の先送りの検討を要請しているのであるから、不正の認識があったというべきである。

Fj 氏は、D&I グループ会議で賞与引当金の計上を取りやめることを説明・要請したが、あくまで実際に賞与を引き下げること念頭においたものであった旨供述するが、この供述が信用性を欠くことについては既に述べたとおりである。

なお、Fj 氏は、賞与引当金を下げたにもかかわらず結果として賞与を減額せずに支給した場合であっても、下期で費用計上すれば、少なくとも年度単位では大きな問題がないと認識していたと述べていることから、下期に費用が先送りされるという結果を認識認容しており、少なくとも Fj 氏には不正の未必的な認識があったことが認められる。

（４）AWMX 以外における賞与引当金の計上取りやめ

前記（２）のとおり、エレクトロニクスユニットに属する AWMX では約 20 百万円の賞与引当金の計上先送りが行われたが、インダストリアルガスユニットに属するエア・ウォーター・グリーンデザイン株式会社（以下「AW グリーンデザイン」という。）、機能材料ユニットに属する株式会社 FILWEL（以下「FILWEL」という。）及びタテホ化学工業株式会社（以下「タテホ化学工業」という。）の 3 社も 2024 年 9 月分の賞与引当金計上の取りやめを行った。AWMX を含む 4 社の賞与引当金計上取りやめの合計額は約 86 百万円であった。

イ 売上の先行計上の検討開始

By 社から産業医療ガスに対して発行された各発注書に定められた納期に従い、AWMX は、[] 年 [] 月、By 社に対して [] を納入した。もっとも、[] であったため、[] 性能確認を実施する前提として、[] 一定の付随的な工事（以下「接続工事等」という。）を要する状況にあった。そのため、AWMX としては、By 社側（By 社が装置の製作を委託している第三者を含む。）において接続工事等が完了した後に、性能確認を実施することとしていた。

当初の想定では、AWMX による当該装置の納入後、約 2 週間程度で接続工事等が完了し、性能確認を行うことが可能となる予定であったものの、By 社側の都合により、当該装置の納入から約 [] か月が経過した [] 年 [] 月頃においても、接続工事等が完了しない状況が継続していた。このため、[] 年 [] 月期中に性能確認及び検収を経たうえで売上を計上することが困難となる可能性が生じた。なお、AWMX においては、請負契約②に係る売上を計上できなければ、[] 年 [] 月期の予算達成が極めて困難な状況であった。

そこで、AWMX は、検収が実施できていない原因は By 社側に起因するものであったことから、性能確認を経ないまま検収扱いとすることについて合意を得よう By 社との間で交渉を行うこととした。

その後、産業医療ガス、AWMX 及び By 社との間で協議が行われ、[] 年 [] 月 [] 日、請負契約①及び②の目的物である [] 及び [] について、検収扱いとすることが合意された。

ウ By 社による性能確認前の検収

以上の経緯を踏まえ、By 社からの検収が [] 年 [] 月になされたものと扱い、これをもって [] 年 [] 月期の売上として請負契約②に基づく報酬約 [] 円を計上するに至った。

（３）関係者の認識について

ア I 氏の認識

ヒアリングによれば、I 氏は、[] 年 [] 月時点において、請負契約①及び請負契約②について By 社の合意が得られて検収が行われたこと自体は、当時 AWMX 取締役兼エンジニアリング事業部長 [] Ja 氏（以下「Ja 氏」という。）からの報告により認識していたものの、当該検収が性能確認を完了していない状態で行われていた点についてまでは認識していなかった旨供述している。しかし、当委員会としては、I 氏のかかる供述は信用できず、I 氏には検収条件を満たしていないことの認識はあったものと認定する。

すなわち、[] 年 [] 月 [] 日、I 氏は、当時エレクトロニクスユニット [] Ic 氏に対し、検収の前提条件として接続工事等が必要であること、及び少なくとも同日時点においては当該接続工事等が実施され、[] が可能な状態となる見込みが立っていないことを報告している。

【[] 年 [] 月 [] 日 I 氏→Ic 氏】（抜粋）

Ja 氏は本日、当社におりましたので By 社の件を聞いてみましたが明日、客先と打ち合わせの予定だそうです。

装置自体は現地に納入済みですが、検収条件としてはユーティリティが接続されて [] が可能な状態になることだそうです。

Ar 社が 〇〇 の供給設備工事についてギブアップしたとのことで、〇〇 が
つながらないとのことで

日程的に検収条件を満たすことが困難ということだそうです。

明日打ち合わせなそうなので、その結果を待つことにしています。

前記報告が行われたのは 〇〇 年 〇 月 〇 日であり、同日から起算してわずか 〇 日
後に当たる 〇〇 〇 までの間に、接続工事等を含む諸課題が解消され、同月中に
性能確認が完了したと考えるのは不自然である。実際にも、性能確認は同月末日時点
において実施されていなかったという事情も加味すると、I 氏は、Ja 氏から By 社の
合意が得られて検収が行われた旨の報告を受けた時点において、性能確認が完了して
いないことを認識していたと考えるのが自然である。

したがって、I 氏が性能確認未了の事実を認識していなかったとする供述は信用で
きず、同氏には、性能確認が完了していないことの認識があったと認められる。もっ
とも、性能確認が完了していないままに By 社の合意を得て検収が完了したものとみ
なすことが会計上不適切な行為であるということについてまで、同氏が認識していた
とまでは認められない。

イ Ic 氏の認識

Ic 氏は、Ja 氏から、性能確認が終了していないが、By 社と調整して検収してもら
うことになった旨の報告を受けたことを認めており、同氏は性能確認が完了していな
い状態で検収が完了したものとみなしていたことを認識していた。もっとも、性能確
認が完了していないままに By 社の合意を得て検収が完了したものとみなすことが会
計上不適切な行為であるということについてまで、同氏が認識していたとまでは認め
られない。

ウ Ja 氏の認識

Ja 氏は、性能確認を経ないまま検収扱いとすることについて合意を得よう By 社
との間で交渉を行っており、性能確認が完了していないことについては認識があっ
た。また、Ja 氏は、性能確認が完了していないままに By 社の合意を得て検収が完了
したものとみなすことが会計上不適切な行為であるということを理解していた旨述べ
ている。

(4) 会計上の問題

ア By 社 〇〇 等の収益認識

By 社

〇〇 このため、収益認識を検討する際の履行義務の充足は検収完了時点といえ
る。一方で、〇〇 年 〇 月時点で性能確認が一部しか完了していないため、受入検査
を実施し合格したものという検収の条件が満たされていない状態であった。また、By
社からの受領のサインがある書類があったとしても、その中で性能確認は別途実施す
ること、製品保証について性能確認日から起算することが明記されていて、受入検査
に合格していないことは明らかであった。よって 〇〇 年 〇 月時点において、検収が
完了したとはみなされず、収益認識すべきではなかったことが認められた。

イ 売上の先行計上に関する類似案件

販売先と取り決めた検収条件を十分に確認せずに売上を計上している事例が検出されたため、類似案件の有無について当社において自主点検調査を行った。具体的には、検収に至るまで試運転や性能確認等の履行義務があり、納入のみで売上の計上が認められない装置等の案件を対象に、履行義務の充足時点を確認した。その結果、AWMXにおいて売上計上日に検収の条件が満たされていない先行計上と認められる売上は、前記アを含めて下記のとおりであった。

AWMX 単体売上高及び先行計上認定金額（単位：百万円）²⁵



(5) 内部統制上の問題

ア 営業責任者による売上の先行計上

前記のとおり、契約上は最終的な支払を受けるために性能確認に合格し検収を得ることが条件とされていた。したがって、性能確認が一部しか完了していない状態では売上計上ができないものの、実際には営業責任者により売上の前倒し計上がされていたことから、内部統制の重要な機能である第1線の機能が適切に発揮されなかったといえる。背景として、予算達成のプレッシャーが売上の前倒し計上を誘発したと考えられる。

なお、AWMXの売上計上プロセスにおいて、売上計上処理と根拠証拠の整合確認を行うプロセスは第1線のみで完結しており、第2線で取引の実態や期間帰属が適切かを確認する業務プロセスは構築されていなかった。また、第3線の内部監査においても本件に関する指摘・指導はなされていない状況にあった。

イ 経営陣の会計リテラシー

I氏及びIc氏ともに、性能確認が一部しか完了していなかったもののBy社の合意を得て検収が完了したものとみなし得ると判断し、その判断を前提として会計処理が行われている。かかる経緯に照らすと、経営陣において、収益認識に関する会計基準

²⁵ AWMX 単体売上高のうち、2023年3月期以前については、2023年4月1日に組織再編が行われているため日本バイオニクス株式会社単体の売上高を記載している。

また、先行計上認定金額は、計上する決算期が訂正される案件を記載している。

に基づいて売上計上を行うための基礎的な理解が乏しく、会計上許容される処理と許容されない処理の線引きが曖昧な状態であったと考えられる。

5 その他の不適切な会計処理

(1) 〇〇〇〇の不具合対応に係る費用の計上先送り

AWプラントエンジニアリング（現エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社（以下「AWエンジニアリング」という。））は、当社が開発した〇〇〇〇の不具合対応を行った場合には、これに要した費用は当社に請求すると当社との間で合意していたが、発生した費用が当社の設定した予算枠を超過した場合には、費用発生時に当社へ請求せず、一定の会計処理の操作を行い翌期以降の予算枠内で請求していたという事案である。

具体的な手口として、AWエンジニアリングは、まず、発生した材料費や労務費等の原価を当期の修繕用工番に集計し、予算枠を超える分については当社に対して請求を行わず、仕掛品（未成工事支出金）として資産計上したまま滞留させる。その後、翌期に入り、当社から新たな予算枠に基づき新しい工番が発行されると、前期以前に発生し仕掛品として計上していた原価を、この新しい工番に振り替える処理を行っていたものである。その後、2023年4月にAWエンジニアリングからAWMXに対象事業が移管されたが、AWMXは当社に対して、〇〇〇〇の不具合対応に要した費用をAWエンジニアリングと同様の方法で会計処理をしていた。AWエンジニアリング及びAWMXが当社に対して請求する〇〇〇〇不具合対応費用は、常態的に当社が設定した予算枠を超過していた。

〇〇〇〇不具合対応費用はAWIが負担するという両社の合意があったことを前提とすると、AWエンジニアリング（事業移管後はAWMX）が実際の修理対応を行った時点で、当社はこれに対応する費用及び債務を計上すべきであったと考えられる。しかし、AWMXは、当社の指示のもと当該不具合対応にかかる請求を遅らせていた結果、費用計上の先送りが発生していた。

なお、2025年9月末時点において、不具合対応実施済みであるもののAWIへ請求未了のために費用計上が行われていない金額は約44百万円であった。

(2) 商流変更による売上高の二重計上

当社が取り扱う〇〇〇〇〇〇の輸入販売取引において、当社の子会社であった日本バイオニクス株式会社（現AWMX）の売上予算達成を目的の一つとして、同社及び第三者を商流に介在させ、結果として同一製品に係る売上が二重に計上された事案である。

〇〇〇年度以前、〇〇〇〇〇〇は当社がD社（以下「D社」という。）から直接輸入し、Bj社（以下「Bj社」という。）等に委託して必要な国内仕様への改造工事を行い、同工事完了後にBo社（以下「Bo社」という。）へ販売する商流となっていた。

〇〇〇年度にBo社に〇〇〇〇〇〇を納入した取引においては、AWMXが製品を輸入した後、Bj社及びBb社の計〇社を経由し、当社が仕入れたうえで、Bo社に売却するという一連の商流が構築された。商流に当社グループ外企業が介在したことにより、当該取引は連結決算上のグループ内部取引として連結相殺消去されず、AWMXが計上した売上高（約〇〇〇〇〇万円）が外部売上として残存し、当社グループ全体において、同一製品に係る売上が二重に計上されることとなった。

次に、〇〇〇年度及び〇〇〇年度にBo社に〇〇〇〇〇〇台を納入した取引においては、前回同様にAWMXが製品の輸入を行ったものの、商流構成が変更され、D社からAWMX、AWMXから当社へ直接販売する形式がとられた。この取引では売上

先がグループ会社となったため、AWMX が計上した売上高（約 〇〇〇〇〇〇 円）は連結決算プロセスにおいて相殺消去された。

〇〇 年度に前記の商流となった理由について、商流の構築を指示した Ic 氏は、同年度当時はいわゆる売上 1 兆円目標を掲げていた時期であったため、売上達成目的であったという可能性を否定していないが、〇〇 年度の取引は台数が多く Bj 社だけでは対応不可能な開梱作業を担うため AWMX が商流に介在していたとも供述している。この点、実際に AWMX は無意味に商流に介在していたものではなかったこと、結果的に 〇〇 年度に売上が二重に計上されたのは連結相殺消去がされなかったことが原因であること、及びその後の 〇〇 年度及び 〇〇 年度の取引においては 〇〇 年度の商流は変更され連結相殺消去がされていることに鑑みれば、Ic 氏が 〇〇 年度において売上の二重計上を意図して、経済的合理性のない取引に AWMX を介在させる商流を構築したとまでは認定できないというべきである。

前記のとおり、AWMX の売上及び当社の仕入は、形式的には当社グループ外企業との取引であったため、当社の連結財務諸表上、連結相殺消去されていなかった。しかしながら、前記の商流が変更された経緯を加味すると、『連結財務諸表に関する会計基準』第 35 項「連結相互間の取引高の相殺消去」、同注解 12 に則り、実質的に連結会社間の取引とみなして仕入高及び売上高の二重計上部分の消去処理が必要であったと考えられる。

6 調査未了事項（社内リニエンシー申請等による情報提供）

本リニエンシー周知徹底プログラムが実施されたことを受けて、2026 年 1 月 21 日から 29 日にかけて、AWMX における不適切な会計処理事案に該当する可能性のある事案として 14 件の情報提供がなされた。

当委員会において、これらの情報提供を事象の性質に基づいて分類を行った結果は下表のとおりである。なお、1 件の通報の中に複数の性質を含む重複分を計上している。

事象の項目	件数
原価付替	7 件
売上の先行計上	4 件
二重売上（商流変更）	3 件
在庫関連（棚卸差異、簿外品等）	3 件
工数の操作	2 件
費用の先送り	1 件
不当な値引	1 件
合計	21 件

これらの事案については、時間的制約から調査を行うことができなかったため、当委員会が既に把握し調査を実施していた 1 件を除いて調査未了事項として取り扱うこととする。

第5 プラントガス部における不適切な会計処理に係る事実関係

1 貯蔵品の損失処理先送り

(1) 概要

2023年11月、当社プラントガス部において、約20,450千円分の使用不可能な[]の予備品（以下「本[]予備品」という。）が存在し、これらは本来全て廃棄し損失処理すべきものであったところ、当時D&Iグループ管掌兼インダストリアルガスユニット[]Eo氏の指示のもと、本[]予備品の一部を廃棄対象から除外し、約12,200千円分の同予備品の損失処理を翌期以降に先送りするという処理がなされた。

(2) 不正の手口及び発生に至る経緯

ア 本[]予備品の保管状況・使用可能性

2023年11月当時、本[]予備品は、[]の交換用部品とともにY社の[]倉庫に保管されていた。これらの物品は、AWプラントエンジニアリングが定期的にその状態を確認していた。

本[]予備品は、基本的には2020年3月期以前より性能劣化や設備撤去、型式廃盤等の理由により使用不可品となっており、本来であれば適時に評価損を計上すべきものであった。AWプラントエンジニアリングとしては、10年以上前より、本[]予備品を含め使用できない回収品を廃棄するよう当社プラントガス部に伝えていたが、これらは廃棄されず、また評価損の計上もなされないままとなっていた。

当社プラントガス部は、本[]予備品の評価損計上の会計処理について、当該予備品を実際に廃棄した時点で実施すればよい（廃棄するまでは会計処理も行わなくてよい）という誤った理解に基づき、これまで必要な会計処理を行っていなかった。

イ 本[]予備品の廃棄に係る稟議

2023年11月上旬、[]倉庫のリニューアル及び倉庫料の値上げに伴い、当社プラントガス部の同倉庫内の在庫を縮減する必要性が生じたことから、当社プラントガス部において在庫の整理が検討された。

当時プラントガス部[]Hq氏（以下「Hq氏」という。）は、本[]予備品がいずれも使用不可能であるとのAWプラントエンジニアリングの技術者の説明を踏まえ、プラントガス部部員に指示し、本[]予備品の廃棄に係る稟議書を作成した。

ウ Eo氏による稟議の差戻し及び損失処理先送りの指示

2023年11月下旬、同稟議を確認したEo氏は、Hq氏に対し、20,000千円という廃棄の金額は目立つため、金額を分けて処理するようにという趣旨の指示をし、稟議を差戻した。これを受けて、Hq氏は、プラントガス部部員とともに、本[]予備品のうち廃棄対象とするものを検討し、約8,250千円相当分の予備品を選択した。そのうえで、プラントガス部部員に指示し、当該予備品のみを廃棄対象とする稟議書を改めて作成した。

その後、当該稟議は承認され、本[]予備品のうち、約8,250千円分の予備品のみが廃棄が実施され、2024年3月期に損失処理された。

エ 損失処理先送りの発覚・監査法人に提出する報告書の修正

2025年9月18日、本[]予備品の廃棄に係る損失処理先送りが発覚し、現在のプラントガス部[]が監査法人に提出するための報告書を作成した。当該報告書は、イ

ンダストリアルガスユニットのビジネスディビジョン ■■■ Bx氏及びHq氏が内容を確認している。

当初現在のプラントガス部 ■■■ により作成された報告書には、前記ウの稟議差戻しについて、「Eo氏（当時専務）より稟議差戻し。決裁区分（社長決裁ではなく、ユニット長決裁とする。）の関係から複数年に分けて処分することとなり、明らかに転用が難しい予備品 12 件 簿価 8,249 千円のみ廃棄と修正し再稟議起案、決裁。」との記載があった。

報告書の提出後、Eo氏が報告書の内容を確認し、Bx氏及びHq氏との間でオンライン会議を行った。同会議において、報告書の修正について協議がなされ、Eo氏の主張が採用される形で、前記の記載箇所が「Eo氏（当時専務）より稟議差戻しと使用可能な予備品は残す方向での指示があり、明らかに転用が難しい予備品 12 件（過去から使用不能となっていた予備品）簿価 8,249 千円のみ廃棄と修正し再稟議起案、決裁」と修正され、改めて提出された。

（３）不正の関与者の認識について

ア はじめに

本 ■■■ 予備品に係る損失処理の先送りに関し、Hq氏は、2024年3月期に損失処理すべきであった当該予備品につき、その一部の処理を翌期以降に先送りする意図をもって、廃棄対象の取捨選択を行ったことを認めている（なお、本 ■■■ 予備品は、本来であれば2020年3月期以前に損失処理をすべきであったが、Hq氏は、予備品を廃棄するまでは会計処理を行わなくてよいと誤って認識していたために、適時に損失処理を行わなかったものであり、このこと自体は、不正と認められるべきものではない。）。

他方、Eo氏は、Hq氏に対し、「20,000千円という廃棄の金額は目立つため、金額を分けて処理するように」と指示した記憶はないと述べている。当委員会としては、前記のとおり、Eo氏が本 ■■■ 予備品の損失処理を先送りする意図をもってかかる指示を行ったと認定するものであるため、以下のとおり事実認定を補足する。

イ Eo氏の指示及び不正の認識

Eo氏は、本 ■■■ 予備品の廃棄及び損失処理に係る稟議の差戻しについて、「使えるものは使え」、すなわち、廃棄対象となっているものから使用可能なものと使用不可能なものを分けるよう指示したつもりだったと説明し、本 ■■■ 予備品の損失処理を先送りする意図はなかったと述べている。

これに対し、Hq氏は、本 ■■■ 予備品が全て使用不可能なものであることをAWプラントエンジニアリングの技術者に確認しており、そのことは当初の稟議申請の際にEo氏に対して伝えたと述べている。また、Hq氏は、Eo氏からの稟議差戻しのあと、プラントガス部部員とともに、本 ■■■ 予備品のうち廃棄対象とするものを選択しているところ、その選択の基準は、Eo氏の主張する「使用可能なもの」、「使用不可能なもの」ではなく、10,000千円の範囲内でなるべく多くの予備品を廃棄できるようにしたとのことである。これらの事情に鑑みれば、「使えるものは使え」と指示した旨のEo氏の主張は、不合理といえる。

加えて、Eo氏は、実際に「使えるものは使え」と指示をしたのであれば、当初の稟議を差し戻す際や、修正後の稟議申請を検討する際に、Hq氏に対して、本 ■■■ 予備品の状態や、同予備品から廃棄対象を選別した根拠を確認すべきであるが、Eo氏もHq氏もそのようなやり取りがあったとは述べていない。このことから、Eo氏の主張は不自然であるといわざるを得ない。

なお、廃棄の対象を 10,000 千円の範囲内とした理由について、プラントガス部員は、Hq 氏からユニット■の決裁権限（10,000 千円）以下に金額を修正してほしいと言われた旨述べているが、Eo 氏は、前記（2）・エの報告書の作成・修正の過程で、そのような指示はしていないと述べ、また Hq 氏も、Eo 氏から同様の指示を受けた記憶はないと述べている。一方で、Hq 氏としては、Eo 氏から本■予備品を分けて処理するようにとの指示を受けた理由について、当社の職務権限規程上、10,000 千円以上の棚卸資産の廃棄・減耗処理は Fg 氏に報告することとなっていたため、本■予備品の廃棄の報告が Fg 氏の目に触れないようにし、ひいては Eo 氏が Fg 氏から同予備品の廃棄について指摘を受けないようにするために、「分けて処理」する必要があると考えた旨説明している。このことは、現在のプラントガス部■が Hq 氏らから聞き取った内容をまとめた前記（2）・エの当初の報告書の記載内容からも明らかである。したがって、Eo 氏が決裁区分について具体的な言及をしたことを明確に示す資料は存しないものの、Hq 氏が Eo 氏の指示からその背景理由を推察して廃棄対象を 10,000 千円以下に修正し、Eo 氏も修正後の稟議にとくに異論を唱えていないことからすれば、Eo 氏の稟議差戻しには、本■予備品の廃棄について Fg 氏から指摘を受けないようにするという意図が含まれていたと考えて矛盾はないといえる。

以上より、Eo 氏は、本■予備品が全て廃棄・損失処理すべきものであるという認識のもと、2024 年 3 月期に損失計上する金額を縮減するため、本■予備品の一部の損失処理を先送りする意図をもって Hq 氏に指示をしたと認定することが相当である。

2 会計上の問題

本■予備品は、いずれも、遅くとも 2024 年 3 月期までに廃棄し、損失処理すべきものであった。しかし、当社プラントガス部においては、廃棄対象を本■予備品の一部のみとし、残部の損失処理を意図的に先送りしており、これは不適切な会計処理に該当する。

3 内部統制上の問題

（1）在庫評価減の計上に関する内部統制の無効化

前記 1・（2）・ウのとおり、Hq 氏は、使用不可と判断される貯蔵品約 20,000 千円の廃棄対象案を稟議として上申したところ、Eo 氏は、決裁額を減少させて決裁権限者を変更することを企図して、Hq 氏に対し廃棄対象を見直すよう指示した。本来であれば、継続使用可能かの観点から廃棄対象を決定すべきところ、Eo 氏の指示により正当な理由なく見直しが行われ、結果として損失の計上額が減少したことは、Eo 氏によって内部統制が無効化された状態だったと考えられる。

4 その他の不適切な会計処理

（1）Ao 社■の設備の固定資産減損損失先送り

ア 概要

当社グループでは、顧客とガス供給契約を締結する際、AW 西日本等の各地域事業会社が顧客と供給契約を締結する場合も、ガス供給のために顧客のもとに設置するガス供給設備は当社の資産として認識するスキームを採用していた。

AW 西日本は、顧客の Ao 社（以下「Ao 社」という。）との間の [] 契約（以下「[] 契約」という²⁷。）に基づき、同社の [] に [] を含む設備一式（以下「本件 [] 設備等」という。）を設置したうえで、[] を供給しており、本件 [] 設備等は当社の資産として認識されていた。

[] AW 西日本は、[] 年 [] 月に [] 契約を中途解約し、Ao 社から解約一時金 [] 円を受領し、当社は [] 年度上期（[] 年 9 月）にこれを計上した。

他方で、当該中途解約により除却対象となる固定資産残存簿価 [] 円については、[] 契約が解約された [] 年 9 月に減損損失処理すべきであったところ、[] 年 11 月に先送りされた。

イ 対象資産の固定資産除却損を [] 年下期に計上した経緯

（ア）Ao 社との [] 契約の解約に係る協議

[] 契約において、Ao 社は AW 西日本に対し、本件 [] 設備等を設置するための土地を無償で貸与し、AW 西日本は当該土地に当社の資産である本件 [] 設備等を設置することとされていた。また、[] 契約の契約期間は [] 年 [] 月 [] 日までとされていたところ、中途解約の扱いについて、Ao 社に解約事由がある場合には、本件 [] 設備等の残存簿価、解約金及び撤去費用について、Ao 社と当社で協議のうえ、AW 西日本の了解を得る必要がある旨規定されていた。

[] 年 [] 月末、Ao 社 [] Ao 社が [] 契約の解約を申し出たことにより、当社と Ao 社との間で、解約条件等に関する協議が開始された。具体的には、① [] 契約を即時に解約したうえで、Ao 社が AW 西日本に対し解約一時金 [] 円を支払い、本件 [] 設備等については撤去するか、あるいは、②本件 [] 設備等の稼働は停止するものの撤去はせず、契約期間の 10 年（[] 年 [] まで）が満了するのを待ってから撤去をするかのいずれの方針を採用するかが議論された。

当初、当社と Ao 社との間では、②の方針で進めることが概ね合意されていた。しかし、当社の D&I グループ・インダストリアルガスユニット [] Eo 氏が、同ユニット・プラントガス部の [] Hq 氏に対し、既に [] 年度上期の計画予算値に解約一時金を織り込んでいるため、①の方針で進めるよう指示した。これを受けて、Hq 氏は、プラントガス部 [] に対し、Ao 社との解約協議を進めるよう指示した。そして、プラントガス部 [] の調整の結果、[] 年 [] 月頃までに、当社と Ao 社との協議の結果、①の方針で進めることとなった。

（イ）収益改善策の検討指示及びそれに対する回答

前記（ア）のとおり、当社と Ao 社との間では① [] 契約を解約する方針で協議が進んだが、当社プラントガス部内では、[] 契約の解約に伴い、[] から撤去される本件 [] 設備等のうち転用可能なものは一時的に当社の倉庫で保管する必要があるとして、解約及びそれに伴う本件 [] 設備等の撤去のタイミングについて引き続き検討が行われた。その中で、仮に [] 契約が [] 年度上期に解約されたとして、本件 [] 設備等の撤去工事を [] 年度下期に行った場合、本件 [] 設備

²⁷ 契約当事者は AW 西日本（契約締結当時は中・四国エア・ウォーターであり、同社は AW 西日本に吸収合併されている。）であるものの、本件 [] 設備等は当社の資産であり、[] 契約の解約による固定資産除却損の損失計上の主体は当社である。

等の固定資産除却損や撤去費用等を〇年度下期に計上することが正しい処理なのかを検討課題となった。

かかる状況の中、〇年〇月〇日、Hq氏は、当時のビジネスディビジョン〇であるBx氏から、〇年度上期において、インダストリアルガスユニット全体として事業計画の未達が見込まれる状況であったことを踏まえ、収益改善策を検討するよう指示を受けた。なお、当社プラントガス部単体における〇年度上期の業績は悪くはなかったが、インダストリアルユニット全体の予算達成のためにさらなる対応を求められたものであった。

〇年〇月〇日、Hq氏は、Bx氏に対し、電子メールにて、〇年度上期（〇年9月期）の当社プラントガス部の収益改善に関して、Ao社との〇契約を〇年度上期に解約して解約一時金の支払を受けるとともに、本件〇設備等の固定資産減損損失（計画値〇円）を〇年度下期に計上することで、〇年度上期の収益を当該金額分改善することができる旨の提案を行った（以下「本先送り提案」という。）。なお、具体的なメールの文面は、「資産減損を下期撤去時にズラし、更に〇とすると、〇万まで改善いたします。」であった。

本先送り提案を受け、Bx氏は、同日、Hq氏に対し、前記メールに対して本文のないメールを返信した。

（ウ）〇契約の解約及びHq氏による不適切な会計処理

〇年〇月〇日頃、AW西日本は、Ao社との間で〇契約を同月〇月末に解約する旨の合意に至り、その後、AW西日本はAo社から解約一時金として〇円を受領し、当社とAW西日本間の合意書（契約締結日不明）により、そのうち〇円が当社に支払われた。そのため、当社は、〇年度上期（〇年9月）にこれを計上した。

また、後記ウのように会計上の処理としては、本件〇設備等のうち、〇契約の解約後に除却又は処分が予定されるものについては、〇契約が解約された時点（すなわち、〇年度上期）で、その残存簿価を固定資産減損損失として計上すべきであったにもかかわらず²⁸、Hq氏は、Bx氏からの収益改善策検討の指示を受けて〇年度上期の業績を実態よりもよく見せることを目的に、固定資産減損損失39,643千円について、プラントガス部部員に指示して、〇年度下期に固定資産除却として計上させた^{29,30}。

ウ 会計上の問題

本件〇設備等のうち、〇契約の解約後に除却又は処分が予定された固定資産〇円分については、〇年上期に減損損失として計上すべきであった。しかし、Hq氏は、Bx氏から収益改善策検討の指示を受けていたことによる業績達成のプレッシャーを背景に、〇年度上期の業績を実態よりもよく見せることを目的とし

²⁸ 本件〇設備等には、除却・処分される設備の他、AW西日本への売却が予定された設備、他社事業への転用可能性が認められ、貯蔵品へ転用が予定された設備が含まれ、Hq氏へのヒアリング（2025年11月18日に実施。）によれば、貯蔵品への転用予定の設備については、同日現在、Ao社の承諾を得て、引き続き同社の倉庫に保管しているとのことである。また、転用可能な資産の残存簿価は1資産当たり1円であった。

²⁹ 〇年〇月〇日付け職務権限決裁報告書の一次作成者は、プラントガス部部員、かかる申請を受けた会計事務処理者は連結管理室担当者である。

³⁰ 固定資産除却損は〇年〇月に計上され、撤去工事はAWプラントエンジニアリングにより〇年〇月に実施された。

て、意図的にこれを 年度下期に固定資産除却損として計上した。かかる会計処理は費用の先送りであり、不適切な会計処理に該当する。

(2) 設備の固定資産除却損及び撤去費用先送り

ア 概要

当社がN社（以下「N社」という。）との間の契約に基づき、同社の 設備に設置した 設備及び 設備並びにその建屋（以下「本件 設備等」という。）については、N社との間で、その撤去工事に関して、建屋をN社の負担、装置を当社の負担で撤去することとされていた。

当社及びN社は、共同で、本件設備等の撤去をAn社（以下「An社」という。）に委託していたところ、本件 設備等の撤去工事（以下「本件 設備等撤去工事」という。）は 年 月 日に始まり、 年 月 日に完了した。

当社は、An社から、 年 月 日付け請求書により、本件 設備等撤去工事のうち、装置部分の撤去費用である 円について請求を受けた。

Hq氏は、業績改善の目的で、本件 設備等撤去工事対象資産の固定資産除却損 円及び撤去工事に関する装置部分の撤去費用 円については、遅くとも工事が完成し、請求を受けた時点基準に 年度上期に計上すべきであったにもかかわらず、これを 年度下期にずらして計上する等、不適切な会計処理をした。

イ N社における不適切な会計処理の経緯・原因

前記(1)・イ・(イ)のとおり、 年 月 日、Bx氏は、Hq氏に対し、上期収益改善案を検討するよう指示を行っていたところ、かかるBx氏の指示を受け、Hq氏は、 年 月 日のWEB会議において、プラントガス部 及びプラントガス部部員に対し、 年 月に発生した撤去費用及び対象資産の除却損の計上について、上期のユニット業績が悪いため、 年度上期には計上できないとして、2024年度下期（10月）に計上するように指示をした。また、Hq氏は、指示の際、このような処理をする理由について「上に言われているから。」と説明していた。

プラントガス部部員は、過去に同様の指示を受けたことはないことからHq氏からの指示に違和感を覚えたものの、Hq氏の指示に従い、撤去費用については 年 月 日に一括計上し、固定資産除却損については 年 月以降の 年度下期にずらして計上した。

ウ 会計上の問題

本件 設備等撤去工事対象資産の固定資産除却損 円及び撤去工事に関する装置部分の撤去費用 円については、遅くとも撤去が完了した 月 日を基準に2024年度上期に計上すべきであった。しかし、Hq氏は、Bx氏から収益改善策検討の指示を受けていたことによる業務達成プレッシャーを背景に、 年度上期の業績を実態よりもよく見せることを目的として、意図的にこれを 年度下期に計上した。かかる会計処理は費用の先送りであり、不適切な会計処理に該当する。

(3) 内部統制上の問題

ア 会計リテラシーの不足

当社グループにおける財務会計上必要な会計方針を定めた「AWLIFRS_会計方針書_Ⅲ-1_有形固定資産」では、有形固定資産の帳簿価額は、処分時や、使用又は処分

による将来の経済的便益が何ら期待されなくなったときに認識を中止するとされており、「同_Ⅲ-4_資産の減損」で減損損失処理についての詳細が定められている。また、「同_Ⅲ-10_非金融負債」では、資産の設置・使用等に起因して生じる将来の資産の解体・除去や敷地の原状回復義務を資産除去債務として見積り、固定資産の取得原価に含めることが定められている。

しかし、当社の複数の責任者及び担当者においては、固定資産減損損失や撤去費用は、実際の撤去時に費用計上するべきものと認識されており、前記の会計方針書記載の会計方針による適切な運用がなされていない。

その結果、固定資産に関する損失の計上時期は工事時期により操作可能と認識される土壌を生んでいると考えられ、ひいてはそれが前記（１）の案件のように、撤去時期が業績改善のための施策として議論されることにつながり、前記（２）の案件のように工事時期とずらして固定資産に関する損失を計上した場合も違和感を生じさせず発見を困難にさせているものと考えられる。

イ 固定資産の転用可能性に関する判断根拠

固定資産の転用可能性は、これまでの利用年数や実物の使用状況、AW エンジニアリングにおける技術的な検証等、複数の観点から判断されているが、これらの判断を行う業務手順や客観的に判断根拠を取得・保管するルール、事業部における判断を行う権限者並びに経理部門等第２線への報告体制が定められていない。その結果、固定資産の損失処理の検討に必要な事実や根拠が収集・共有されず、損失の計上時期に操作可能な余地を残している。

第６ AW 防災における不適切な会計処理に係る事実関係

１ AW 防災の概要等

（１）組織概要

AW 防災は、当社の完全子会社であり、兵庫県神戸市（神戸本社）及び東京都品川区（東京本社）の２拠点を本社とする（以下、神戸本社を「AW 防災本社」という。）。現在は、代表取締役社長である Bt 氏のもと、資本金 17 億 08 百万円、売上高 288 億 51 百万円（2025 年 3 月期）、従業員数 528 名（2025 年 3 月時点）である。

AW 防災は、元々、J 社のグループ会社であり（XXXXXXXXXX）、上場会社であったが、2005 年 8 月に当社が親会社となったことを受け、2006 年 8 月に AW 防災へと商号変更された。また、2007 年 8 月には株式交換により当社の完全子会社となり、株式上場を廃止した。

直近の代表取締役は、以下のとおりである。なお、2006 年 6 月から 2012 年 6 月までの期間は、Fg 氏が AW 防災の代表取締役社長を務めた他、代表取締役社長退任後も 2018 年 3 月まで当社の医療カンパニーXXXXXXXXXXを務め、この間、AW 防災の取締役も兼任していた。

期間	2014/6~2018/3	2018/4~2021/3	2021/4~2025/12	2025/12~
代表取締役 社長	B 氏	Jh 氏	De 氏	Bt 氏

（２）事業内容

AW 防災では、高圧ガス制御技術の中核に、①医療ガス設備や手術室・ICU 設備等の設計・施工からメンテナンスまでを行う医療事業、②水による消火が困難な通信施設や船舶等の特殊環境向けに、窒素や二酸化炭素を用いたガス系消火設備等の製造・

販売等を行う防災事業、③消防隊員用空気呼吸器や産業用呼吸用保護具等の製造・販売等を行う呼吸器事業を行っている。加えて、④各種プラント建設に関わる火災防護設備の提供や、製品信頼性評価のための振動試験受託サービス等を行うプラント事業も展開している。

2 M番問題（在庫の過大計上と原価計上の先送り）

（1）概要

AW 防災において、2014 年度から 2018 年度（主には 2017 年度まで）にかけて「M 番」と呼ばれる見込み生産品に係る一時的な費用を管理するためのワークオーダーに関して発生した、本来であれば期末に費用として利益から差し引くべき金額を、仕掛品残高として会計上の資産に残すことにより、費用計上を先送りにするという不適切な会計処理が行われていた（以下「M 番問題」という。）。M 番の仕掛品残高は 2018 年度末時点で約 10 億 55 百万円に達し、2020 年 3 月時点における未処理残高は、約 9 億 01 百万円であった。

かかる不正は、AW 防災の管理部門管掌の常務取締役であった Ei 氏が主導したものである。

（2）不正の経緯等

ア 仕掛品在庫差異の発生と費用計上の先送り

AW 防災において、2014 年度から 2018 年度（主には 2017 年度まで）にかけて、実態のない仕掛品（M 番）残高が大幅に増加し、2018 年度末時点で約 10 億 55 百万円に達していた。残高の推移について、Ei 氏が 2020 年 3 月 18 日付けで作成した資料（「過年度負債の精算について」）によれば以下のとおりである。

（単位：百万円）

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
M 番残高	25	258	506	800	1,023	1,055
対前年比	-	233	248	294	223	32

かかる仕掛品（M 番）残高増加の理由は、生産部門における在庫補正（残高調整）、不適合品・仕損原価計上及び余剰工作数計上等と、管理部門における意図的な決算調整に大別される。

本来、M 番とは、見込み生産品の費用を、後に当該案件や当該製品に振り替えるまで一時的に管理する為のワークオーダーである。しかしながら、従来から、生産部門において「中身の費用を四半期に一度処理する箱のようなものである」という認識のもと、棚卸に差異が生じた際の残高調整や仕損じた場合の原価計上等に M 番を用いてきた。実際に、M 番の費用は四半期に一度、内容を分析したうえで費用計上されてきたが、2014 年度以降は、目標利益の達成のプレッシャーが強まったことを背景に、Ei 氏の指示により、管理部門の Aw 氏（以下「Aw 氏」という。）及び Ap 氏（以下「Ap 氏」という。）において、費用計上が先送りされてきた。

2015 年度頃からは、生産部門で発生する M 番の費用計上を先送りにする方法だけでは目標利益の達成が出来なくなってきたことから、前記同様に Ei 氏の指示を受けた Aw 氏及び Ap 氏が、意図的に M 番の残高を増加させ、これを費用計上しないという方法も用いられるようになった。

また、2016 年度以降、Ei 氏は、会計監査時に費用計上の先送りが発覚しないよう、Aw 氏及び Ap 氏に指示して他の仕掛品に振り替える等の帳簿の改ざんを行わせ

ていた。2018年度の決算からAw氏とAp氏は、処理を止めるようEi氏に再三の申し入れを行っていたが、Ei氏はこれを受け入れず、M番による処理を継続させた。

なお、2018年度以降については、2018年上期に管理部門と生産部門がM番の管理・運用ルールを協議のうえ決定して2018年下期より運用を開始したこと、これ以上の利益操作は監査上発覚するリスクが高いと判断されたこと等から、基本的にM番の残高は増加していない。

イ 経営層への報告等

M番問題は、当初、Ei氏（並びにその指示を受けるAw氏及びAp氏）のみが把握するものであったが、Ei氏は、2020年3月18日、基幹システムの入替により帳簿の改ざんが難しくなってきたことや、Ei氏の指示により不正処理を行わされてきたAw氏及びAp氏が疲弊したこと等の理由から、当時の社長であったJh氏（以下「Jh氏」という。）にM番問題に関する報告を行った。Ei氏から報告を受けたJh氏は、Ei氏から報告を受けた後、間をおかず、当社本社又はAW防災本社でEi氏とともにFg氏に対してM番問題を報告した。Fg氏は、Ei氏を強く叱責するとともに、Jh氏及びEi氏に対して適切に処理するよう指示した。

また、この頃、Jh氏及びEi氏は、Ei氏が不正な会計処理を行っていた期間に社長を務め、XXXXXXXXXXであったB氏に対しても報告を行った。

ウ M番問題の発覚後の対応

Ei氏は、M番問題についてJh氏らに対して報告した後、「自分が責任をもって処理する」と述べたため、Jh氏は、基本的に、M番問題の処理はEi氏に任せることにした。Ei氏が2020年度から2023年度にかけてM番の残高を清算する計画を立案した結果、各事業部門の予算にM番の残高清算のための分担額を織り込むよう要請されることになった。

AW防災は、2020年4月より基幹システムを新システムに移行させたが、新システムでは不備が多数発生したため、対応に追われることになった。かかる状況の中、2020年度第2四半期の決算処理が必要になる2020年10月上旬を迎えたが、AW防災は、基幹システムの入替えに伴い、旧システム上のデータを単純に新システムに移行すると、2019年度に監査法人に提出した仕掛品残高は、前記M番品の金額を他の製造番号品に付け替えているため、監査法人へ報告していた残高との間に差異が生じ、残高を合わせようと新システムにM番品の付替分を入力しようとすると、入力の都度、細かな仕訳が立ち、履歴も分かってしまうことから、M番問題が監査法人に発覚するおそれがあるという問題に直面した。

そのような中、2020年10月9日午前にJh氏がFg氏と面談し、同日午後には、Fh氏がAW防災本社を訪問し、Jh氏らと打ち合わせを行った。Fh氏は、前記問題について、以下の対策を提案した。

- ① 上期決算は、なんとかして監査を乗り切る。
- ② 費用処理は不可欠なため、何らかの理由を探し下期に処理する。
- ③ 新システムの不具合が多く、これを理由に紐づけることも一策である。

その後、Fg氏は、Jh氏に電話してFh氏との打合せの結果を確認したため、Jh氏は、Fh氏の提案内容を伝えた。これに対してFg氏は具体的な指示はせず、Fh氏によく指導してもらって対処するよう伝えた。

2020年10月12日にはFh氏が再びAW防災本社を訪問し、Ei氏や経営管理部Bk氏（以下「Bk氏」という。）らと打合せを行った。2020年10月13日にはFh氏が、翌朝会長に報告する資料を作成するとともに、Bk氏に対して関連資料の提供を依頼するとともに、Bk氏との間で、Fg氏への報告内容の擦り合わせを行った。かかる過程を経て、Fh氏はFg氏に対する説明資料（「AW防災の新〔販売・生産・原価〕システム（ ）の導入に係る課題について」と題する資料）を作成し、Jh氏及びEi氏をCcに入れたメールに添付してBk氏宛に共有した。

当該説明資料には、2020年度第2四半期決算における監査法人への監査対応として、会計システムにハンド処理で連携すること、同期以降の監査法人向け対応方針として、M番品の入力履歴が残らないための開発をすること等が記載されていた。

2020年10月14日、Fh氏は、前記説明資料を使ってFg氏に説明した。

2020年度第2四半期決算において、監査法人にM番問題は発覚しなかったが、その後もFh氏はM番問題への対応方針を検討し、AW防災側に対し、開発費の資産化（資産計上）やシステム導入に係る社内人件費の資産化等により「財源」を確保してM番問題を清算していく方法を提案していた。しかし、AW防災は、2020年度通期の決算処理において、Fh氏の提案を採用せず、当該「財源」を目標利益の達成のための利益計上と、他の不良案件（事業）の清算に充当した。

その後も、AW防災においては、Ei氏やBk氏を中心にM番問題の対応について検討されてきたが、その基本方針は「監査法人に発覚することなく、損失を段階的に処理していく」というものであり、結局、基幹システムの移行に伴い、「新システムにM番品の付け替え分を入力しようとすると、入力の都度、細かな仕訳が立ち、履歴も分かってしまう」という2020年第2四半期に直面した問題を解消できないことから、現在においても、M番に関し、仕掛品在庫差異が残存している。

（3）不正の関与者の認識等について

ア Fg氏

Fg氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、M番問題について、Jh氏から報告を受け、Fh氏に対応を相談するよう言ったことはあるが、それ以外のことは記憶がない旨を供述する。

Jh氏は、Ei氏からM番問題の報告を受けた後、間をおかず、Ei氏とともに、Fg氏に対しM番問題を報告した旨供述し、その際の状況について、以下のとおり具体的な供述をしている。

① Ei氏は、管理部門として計画利益達成のため利益を捻出したことから、2014年度から2017年度頃にかけて案件ごとの原価の紐づけを行わずに利益を積み上げてきたこと、累計金額が10億円に達しており決算上の数値と実態に乖離が生じていることを説明した。

② Fg氏は、「なぜそのようなことをしたのか」とEi氏を強く叱責した。

③ Fg氏は、Jh氏とEi氏に対して「適切に処理するように」と指示した。

また、当社におけるFg氏の面談記録から、2020年10月9日午前10時30分にFg氏とJh氏が面談したこと、同日20時16分にBk氏がFh氏に対し「本日は神戸まで来社頂きありがとうございました。」と記載されたメールを送信していること、さらにBk氏の供述等から、同日午後にFh氏がAW防災を訪問してM番問題の処理に関してBk氏らと協議した事実が認められるところ、2020年10月13日付けのFh氏とJh氏のメールのやり取りには、同日、Fg氏がJh氏に電話をして、Fh氏との

打合せの内容を確認し、Jh氏がFh氏の提案（決算を何とか乗り切り、何らかの理由を付けて下期に処理をすること）をFg氏に報告したところ、Fg氏は「Fh氏によく指導してもらい対応すること」とコメントした旨が記載されている。

【2020年10月13日 Fh氏→Jh氏】（抜粋）

先週からお邪魔しております、当該案件につきまして、明日、会長の方向性を含めてご報告を致したいと考えております。

つきましては、9日（金）に会長から御電話があったと聞いておりますので、本件につきまして、会長かたのご質問の内容と質問に対してJh氏のご返答について、簡単に、メールにてご教示願います。

Jh氏のご返答と異なった方向性を言うと、また、話がおかしくなるのを事前に防ぐ趣旨ですので、お忙しい中、恐縮ですが、本日、15時くらいまでに、ご連絡頂きますら有難いです。

【2020年10月13日 Jh氏→Fh氏】（抜粋）

さて、ご確認をいただきました会長とのお話の内容ですが、会長より「本日の打ち合わせはどうだったか？」とのお質問に対しFh氏からご提案いただきました

①上期決算は、なんとかして監査を乗り切る。

②費用処理は不可欠なため、何らかの理由を探し下期に処理する。

③新システムの不具合が多く、これを理由に紐づけることも一策。との3点のみを簡潔にご報告差し上げました。

この内容でよろしかったでしょうか？

報告に対して会長からの具体的なご指示はなく、

「Fh氏によく指導してもらい対応すること」とのお話でした。

【2020年10月12日 Fh氏→Bk氏】（抜粋）

本資料の見方も含め、本日、新旧システムから吐き出される生データ、新旧システムに入力されている項目等も、確認したうえで、再度、協議いたしたく考えております。

つきましては、また、急な申し出ではありますが、本日、そちらに伺いますので、ご対応方、よろしくお願いいたします。

【2020年10月13日 Fh氏→Bk氏】（抜粋）

昨日は遅くまで、お付き合い頂きありがとうございました。

明日の朝、会長へのご説明資料の添付といたしまして、以下の資料（原文ママ）つきまして本日、現状のシステムの運用トラブル状況の内容とともに、ご準備、データ送信をお願いいたします。

【2020年10月13日 Fh氏→Bk氏】（抜粋）

添付資料の通り、まとめましたので、ご確認ください。

これらのことから、Fg氏が、2020年10月9日にJh氏から2020年度第2四半期において、M番問題が監査法人に発覚するおそれが生じていることについて報告を受けたこと、同日、Fh氏をAW防災本社へ派遣して協議を行わせたこと、及びFh氏が2020年10月14日にBk氏らから事実関係を確認したうえで作成した資料を用いる等して、M番問題の対処方針について、Fg氏に対する説明を行ったことが合理的に認定できる。

また、当社における面談記録によれば、2020年12月28日にFg氏がJh氏及びFh氏と面談した事実が認められるところ、これに先立つ同月17日に、Ei氏がFh氏に対し以下の内容のメールを送信していることから、同月18日、Fh氏は、Fg氏との面談に向けてEi氏と打合せを行い、かかる打合せの結果を踏まえ、2020年12月28日にFg氏に対して、2020年度第3四半期以降のM番問題の処理方針等について報告をしたことが窺える。

【2020年12月17日 Ei氏→Fh氏】(抜粋)

- ・おはようございます。明日の打ち合わせよろしくお願いします。
- ・明日の打ち合わせ項目については以下のとおりかと考えています。

1. 12/28 会長調 (原文ママ) 説明資料について

- ・資料内容、日程など。

2. 資産精算処理の財源について

①1の資料作成にあたり、財源を整理(前回打合せ時に大筋まとめ)。

財源を実現するための手順等(新システム関係)も検討。

②開発費の資産化について検討

→開発部門から添付資料を収集しました。

個別にヒアリングする事も可能です。

③精算可能額

- ・3Q 下期の現状損益見込みを立てた上で、本財源をもってどこまで精算可能か検討。

以上、Fg氏は、Jh氏及びEi氏からM番問題の報告を受けた後、適切に処理するよう指示をしたものの、その後AW防災側が、M番問題について適切な処理(監査法人に報告して必要な会計処理を行う等)を行っているかの確認等をしていたとは認められず、むしろ、2020年度第2四半期においては、Fh氏が、監査法人にM番問題が発覚しないための方策を検討していることについて報告を受けながら、当該方策に異議を留めることなく、対応をFh氏任せにしていたと考えられる。

なお、2021年12月28日付けのAW防災取締役であったCx氏からBk氏へのメールには「Fg氏に年挨拶をした時に、M番及びプラントの負債はどうしたかの話が出ました。Jh氏からまだです。と話されました。」との記載があることから、Fg氏は同日時点でもM番問題が処理されていないことを認識していたことが窺えるが、かかる認識を踏まえて改めてM番問題について適切に処理するよう指示していたことは窺えず、その後も、少なくともM番問題について監査法人に報告して適切な会計処理をするよう指示し、その進捗について報告を求めていた、といった事実は認められない。

イ Fh氏

Fh氏は、当委員会のヒアリングにおいて、M番問題の認識や関与について記憶がない旨の供述をしている。

しかしながら、前記のとおり、Fh氏は、Fg氏の指示を受けて2020年10月9日にAW防災本社を訪問してM番問題について協議したこと、Bk氏から事実関係を確認したうえで作成した資料を用いる等して、M番問題の対処方針について、Fg氏に対する説明を行ったこと等が合理的に認定できる。

また、前記の2020年12月17日のEi氏とのメールのやり取りや、以下の2021年4月19日のEi氏とFh氏のメールのやり取りの内容によれば、Fh氏は、AW防災の2020年度通期の決算対応として、AW防災側に対し、開発費の資産化（資産計上）等により「財源」を確保してM番問題を清算していく方法を提案していた事実が認められる。

【2021年4月19日 Ei氏→Fh氏】(抜粋)

仕掛品整理のために用意いただいた対策項目は経営層の判断により、結果的に目標利益達成と、もう一つの不良案件(事業)の一部で、優先的に処理すべきものの精算に充当する事といたしました。申し訳ございません。

仕掛品の精算は実務上やはり処理名目が難しく少額であればよいのですが、億円単位となると実のところ対外的に説明できる方法が見合っていない状況。この点改めてご相談させていただければと思います。

【2021年4月19日 Fh氏→Ei氏】(抜粋)

小職としてはこの顛末は不服ではありますが、それは置いておいて

なお、前記のとおり、Fh氏は、AW防災が、自身が提案した対応策により確保した「財源」をM番問題の清算に充てることなく他の目的に流用したことに不服を示し、その後、M番問題の対応について具体的な関与をした形跡は窺えない。

以上、Fh氏は、Fg氏の指示により、遅くとも2020年10月9日には、M番問題を認識し、AW防災の2020年度第2四半期から通期における監査法人対応等について検討・提案したが、その方針は監査法人に事情を秘匿したまま、「財源」を確保して清算していくという不適切な手法であった。

ウ Jh氏

Jh氏は、2020年3月にEi氏からの報告によりM番問題を認識するに至り、Ei氏から報告を受けた後、間をおかずFg氏に報告したところ、適切に処理するよう指示を受けたが、具体的な対応はEi氏やFh氏に委ね、監査法人への報告等をしなかった。Jh氏は、2021年3月31日をもって社長を退任し、同年4月1日からは会長に就任したが、その後も、AW防災において監査法人に報告されることもなく、問題が未解決の状態で継続していることを認識しながら、後任の社長のDc氏（以下「Dc氏」という。）や取締役会に対し、M番問題について適切な会計処理を行うよう提案するといった対応はとらなかった。

エ Dc氏

Dc氏は、当委員会のヒアリングにおいて、M番問題について認識した時期や認識の程度について明瞭な供述をしなかったが、同氏は、2021年4月1日にAW防災の社長に就任しているところ、前社長であるJh氏からの引継ぎの中で、仕掛品残高について実態と決算上の数値に差異があることを認識した旨供述していること、また、2021年4月19日付けでBk氏がEi氏へ送信したメールに「Dc氏より、本日改め

て、M番処理の具体的方法について詰めるよう指示がありました。」との記載があり、Bk氏も、当時、Dc氏からメールに記載の指示を受けたこと及びこれに対して、実務的に処理する方法がない旨の話をした旨供述していることから、Dc氏は、少なくともAW防災の社長に就任した頃には、経営トップとして処理方法の指示が必要となる課題としてM番問題を認識していたと認められる。

また、2023年3月16日には、Ap氏がDc氏からの依頼に基づき、2023年3月時点のM番問題の状況に関する資料を作成のうえ、Dc氏に提出している。同資料は、2020年3月18日にEi氏がJh氏に対してM番問題を報告した際に用いた資料

(2020年3月18日付け「過年度負債の精算について」)を元に、2023年3月時点の現状を追記したものである。当該資料には、2014年度からM番を利用した会計不正が開始され、2018年度には、M番の残高が約10億55百万円に達していたこと、2020年3月18日時点ではこれを2023年度までに清算する計画であったが、見立ての甘さから対応策は全く実行されず、2023年3月時点で約9億01百万円のM番の残高が残っていることが記載されている。

よって、Dc氏は、遅くとも2023年3月16日頃の時点ではM番問題の発生から当時に至るまでの経緯や、当時の残高について正確な認識を有していたと合理的に認められる。

また、Bk氏及びAp氏の供述によれば、Dc氏は、Bk氏らとの間でM番問題の処理について継続的に協議していたことが認められるが、結局、「新システムにM番品の付替分を入力しようとすると、入力都度、細かな仕訳が立ち、履歴も分かってしまう」問題を解消できないことから行き詰まり、2025年12月に社長を退任するまでの間、M番問題について監査法人に報告して適切な会計処理をするよう指示する等の対応をとることはなかった。

オ Ei氏

Ei氏は、■■■■年■■月に死去しているが、Ei氏のメールやAW防災の関係者の供述によれば、同人は、業績達成のプレッシャー等から、M番を利用した会計不正を主導したと認められる。

また、Ei氏は、Jh氏やFg氏にM番問題を報告した後も、「自分で責任をもって対応する」と言明したが、その対応方針は監査法人に報告することなく段階的に損失を処理していくものであった。

Ei氏は、2020年度第2四半期から通期においてはFh氏と協議して、M番問題の処理方法について検討したが、AW防災は2020年度通期においてFh氏が提案した方策を採用せず、その後Fh氏はM番問題に関与しなくなった。Ei氏は、以降もM番問題の処理方法について検討し、2022年7月頃には、Bk氏らとの間でM番を500件程度に分解して四半期又は半期に数千万に分けて移行し、翌四半期又は半期に払い出していくといった処理方法を検討し、この頃基幹システムに合計78百万円の原因を計上する等したがシステム上、意図する処理を実現させることはできなかった。Ei氏は、2023年12月頃までM番問題に対応していたが、結局、処理することができないままAW防災を退職することになった。

また、Ei氏は、M番問題が発覚しないよう虚偽の仕掛原価元帳等を作成して監査法人に提出する等していた。

(4) 会計上の問題

前記のとおり、M番は本来であれば売上原価として計上すべき費用の先送りの結果生じた架空在庫である。M番の仕掛品計上による費用処理の先送りに伴い、当期利益

が過大に計上されて各期の期間損益を歪めるとともに、当該仕掛品残高に相当する額の利益剰余金が過大に計上されていた。M番による仕掛品の架空計上の結果、利益剰余金は2020年3月末時点で8億03百万円、2025年9月末時点で8億14百万円過大計上となっていた。

(5) 内部統制上の問題

ア 〇〇〇〇による不適切処理の指南（第2線の機能不全）

AW 防災の〇〇〇〇 Ei氏は、適切な会計処理を行うための牽制機能を期待され、内部統制の一翼を担っていた。それにもかかわらず、前記のとおり、本来であれば費用として処理すべき棚卸減耗損や仕損原価等を仕掛品残高（M番）として会計上の資産に残し、費用計上を先送りするよう部下のAw氏やAp氏に指示して実行させており、内部統制の重要な機能である第2線の指導・モニタリング機能が適切に発揮されず、むしろ、不適切な処理を助長するような働きかけをしたといえる。

イ 子会社経営トップによる内部統制の無効化

前記のとおり、Jh氏は、Fg氏からM番問題について適切に処理するよう指示を受けたが、具体的な対応についてはEi氏やFh氏に委ね、監査法人への報告等をしなかった。また、後任であるDc氏においても、当該問題を認識しつつも、監査法人に報告して適切な会計処理をするよう指示する等の対応をとることはなかった。本来であれば架空在庫を費用計上するよう指示すべきところ、Jh氏及びDc氏の黙認により、正当な理由なく損失計上が先送りされた。これは、子会社社長によって内部統制が無効化された状態であったと考えられる。

ウ 当社経理部〇〇〇〇による不適切処理の指南（本社第2線の機能不全）

前記のとおり、M番問題を認識した当時の当社経理部〇〇〇〇 Fh氏は、不適切な費用の先送り及び会計処理については是正を求める具体的な指示・勧告を行わなかった。むしろ、後記の開発費の資産化（資産計上）等により「財源」を確保してM番問題を清算していく方法をEi氏に提案した。当社の経理部〇〇〇〇という本社の第2線機能を担う立場にありながら、子会社に対して、一括で費用計上すべき問題を分割して数年にわたって処理するように助言したり、監査法人に対して事実を隠蔽することを容認する等、内部統制の重要な機能である本社からの第2線の指導・モニタリング機能が適切に発揮されず、むしろ、不適切な処理を助長するような働きかけをしたといえる。

エ 当社代表取締役による不十分な対応

前記のとおり、M番問題は、Jh氏・Ei氏からFg氏に直接共有された。しかしFg氏は「Fh氏によく指導してもらい対応すること」とコメントするのみで、対応をFh氏任せにしていたと考えられる。親会社の代表取締役というグループ会社全体の内部統制を整備及び運用する役割と責任を担う立場にありながら、当該問題を当社の取締役会において共有し、原因分析や再発防止策を検討する等、具体的な指示や対応を行わず、内部統制の有効性を確保することができなかったといえる。

1. 進行基準の状況と実態

現在 R3.3 (2021.3)
H25 (2013) ~ ▼

(単位：百万円)

		計上済	受注残	合計	真の受注残 (負債精算後)
1.進行基準	売 上	15,808	3,359	19,167	2,855
	原 価	6,714	1,524	8,238	-
	製品利益	9,094	1,835	10,929	29
2.上記の負債	売 上	▲224	▲280	▲504	
	製品利益	▲1,108	▲698	▲1,806	

※負債の内訳

(単位：百万円)

事由	項目	件数	売上	製品利益	備考
1	受注取消し	2	▲180	▲172	
2	代価減 (代価操作)	4	▲324	▲324	
3	予算増 (予算操作)	18	-	▲970	
4	仕様決定前の製作 (再製作)	5	-	▲340	不明案件 (120)
合計		29	▲504	▲1,806	

本来、工事進行基準とは、大規模な工事案件等において、工事の進捗状況に併せて売上高と原価を各会計期間に割り当てて計上する手法である。工事進行基準が適切に運用されるためには、以下の手順を適切に踏む必要がある。

- ① 取引先から正式な注文書を受領し、受注代価 (売上) を確定させ、工事完了までにかかる実行予算を精査し適正な利益率を設定する。
- ② 「発生原価÷実行予算」という計算式で工事の進捗率を算出する。
- ③ 「受注代価×進捗率」によって、その期間に計上すべき売上高を算定する。

しかしながら、TS 本部の業績については以下の処理が行われており、これにより売上・利益が不適切に計上されることとなった。

① 「受注取消し」:

発注を受けていない段階で受注登録を行い、売上の早期計上を行った。かかる案件の中には最終的に失注した案件があり、計上済みの売上・利益に対応する売上・利益が発生しないこととなった。

② 「代価減 (代価操作)」:

受注代価が決定していない状態で工事が開始された案件について、想定されるよりも高額な代価を設定することで売上・利益を先行して計上した。しかしながら、実際に受注した際の受取代価は設定された代価を下回った。

③ 「予算増（予算操作）」:

進捗率（発生原価÷実行予算）の算定において分母となる実行予算を本来想定される金額よりも過少に見積もることにより、進捗率及びこれに基づき計上される売上高が実態以上に高く算定された。

④ 「仕様決定前の製作（再製作）」:

進捗率（発生原価÷実行予算）の算定において分子となる原価の作出そのものを目的とし、必要となる製作品の仕様が確定していない段階で製造を行った。その結果、最終的に案件に使用できず廃棄となった製作品の原価相当額が無に帰するとともに、必要な製作品の再製作費用が新たに発生した。

ウ 電力売上不正問題発覚後の対応

（ア）経営層への報告

Dk氏は、前記2020年12月17日の内部告発文書を受けて、同月18日に、Jh氏に対し当該文書の内容を報告した。その後、両氏は事実関係の調査等を行った。両氏は、これらの調査及び検討を踏まえ、Fg氏への報告資料（「顛末書」）を作成した。

2021年1月16日、Jh氏はFg氏の自宅を訪問し、同日付けの顛末書に基づいて電力売上不正問題に関する報告を行った。また、Jh氏は、責任をとってAW防災の社長を辞任する旨を申し入れた。これに対し、Fg氏はJh氏を叱責し、適切に処理するよう指示した。

その後も、Dk氏は、業績への影響等に関する検討を継続し、改めてFg氏への報告資料（「電力事業の業績調査につきまして（ご報告）」）を作成した。また、Fg氏に加え、当社医療カンパニー■であったCn氏（以下「Cn氏」という。）への報告資料（Fg氏向けの資料と同じ内容）も作成した。

2021年3月5日、Jh氏とDk氏は、当社本社において、順次、Cn氏とFg氏に対し、前記の報告資料に基づき、電力売上不正問題に関する報告を行った。Fg氏は、電力売上不正問題について肅々と処理するよう改めて指示した。一方、Cn氏は特段の指示はしなかった。

（イ）会計上の処理の方針

Jh氏及びDk氏は、電力売上不正問題について監査法人に報告し、適切な会計処理をする方法は採らず、2021年度以降、進行中の工事進行基準案件が完工する都度、段階的に損失を処理（取崩）することとした。具体的には、先行して製造された資機材の内、使用可能なものは活用しつつ、各現場における原価等のコスト削減を徹底するとともに、取引先（主として電力会社）に対して仕様変更等を理由とする代価の増額について交渉を行い、追加受注等による利益の確保を図った。これにより、当該利益をもって過去の原価過剰計上分を処理することが試みられ、問題となった工事進行基準案件について、順次完工処理が進められた。

仕様・受注範囲：未決
代 価：未決
予 算：計上したい数値となるよう設定
利 益：計上したい数値となるよう設定

仕様・受注範囲：決定させた
代 価：決定させた（追加有償化含む）
予 算：発生原価の仕分けを実行し予算再策定
利 益：追加工・廃棄費用は予算に織込み完工させた

計上利益	利益			利益	再策定後
				既計上分	
発生原価	資機材 完成購入品	使用可能（購入時期が早い）	再策定した予算	予算残	
	製作品	仕分け必要（基本使えない）		製作品	資機材 完成購入品
					救済（追加工）
				廃棄（使用不可）	

もともと、電力売上不正問題による影響は2025年9月末まで継続している状態にある。

（ウ）Gc氏への対応

Jh氏とDk氏は、Gc氏に関する内部告発を受けた調査を踏まえ、Gc氏の処遇について当社の顧問弁護士に相談した。その際、弁護士からは執行役員の解任は可能であるものの、会社へ損害を発生させているとはいえず、懲戒解雇や諭旨解雇は困難であるとの見解が示された。

このため、AW防災は、Gc氏について、■■■年■月■日付けで執行役員を解任する処分をした。Gc氏は、翌■日に退職の意向を示し、有給休暇を消化したうえで■■年■月■日に退職した。

AW防災は、当社の顧問弁護士の見解を踏まえ、Gc氏に対する責任追及等は検討しておらず、Gc氏の退職後は、本件調査に至るまで接点はなかった。

（3）不正の関与者の認識等について

ア Gc氏

Gc氏は、当委員会のヒアリングにおいて、以下の供述をしている。

① 2016年から2017年頃から、AW防災における予算達成に向け、業績を伸ばしているTS本部頼みの状況となり、特に期末前後の時期には、Jh氏（■■■年■月以

降は社長、それ以前は営業部門の[]で Gc 氏の直属の上長の関係にあった。) からも、「なんとかしてほしい」、「あといくらできるか」といった要請を受けていた。

② Jh 氏は、「なんとかしてほしい」と述べるのみで、具体的な方策は、事実上、Gc 氏と Ei 氏で協議して対応する流れとされたため、両氏で協議のうえ、工事進行基準を利用して売上・利益を先行計上することになった。工事進行基準は Ei 氏が率いる経営管理部門が所管しており、Gc 氏は、売上等の先行計上が可能と考えられる案件を Ei 氏に報告し、その後の処理は Ei 氏に任せていた。Ei 氏からは「あなた達 (TS 本部) を食い物にして申し訳ない」、「後のことは任せてほしい」と言われていた。

③ 資機材の先行発注については、Ei 氏が工場側に指示をしていたと認識しているが、Gc 氏自身も、Ei 氏の意図を汲み、先行発注を指示したことがあった。

④ Jh 氏には工事案件の進捗状況を報告していたため、同氏は工事が実際には進行していない段階で先行して売上・利益が計上されている状況を認識していたはずである。

前記の Gc 氏の供述のうち、①については、AW 防災の社内関係者に対するヒアリングでは、電力売上不正問題の動機は、Gc 氏が自身の業績を誇示する点にあったとの指摘もなされたが、Gc 氏は、不正に手を染めずとも十分な業績を上げていた旨主張しており、かかる主張も直ちには排斥しがたい。また、Jh 氏は、Gc 氏に対して「なんとかしてほしい」等と述べた事実はない旨供述するが、AW 防災では全社的に業績達成に向けたプレッシャーが強かったことは事実であり、TS 本部においても、かかるプレッシャーが電力売上不正事件の背景になっていた側面は否定できない。

②については、Ei 氏は、管理部門[]として、TS 本部における工事進行基準の適用が不適切な会計処理になることを認識していた可能性は想定し得るものの、社内関係者のヒアリングやデジタル・フォレンジック (なお、Gc 氏は電力売上不正問題に関する処理用に AW 防災のイントラネットに接続されていない PC を使用しており、部下にも同 PC を使用させていた。) 等の結果によっても、Ei 氏が電力売上不正問題を主導していたことを裏付ける証拠は検出されなかった。

③についても、資機材の先行発注について Ei 氏が工場側に指示をしていたことを裏付ける証拠は確認されなかった。

④については、Jh 氏は、Gc 氏からは月次の業績報告を受ける程度で工事案件の進捗状況の報告は受けておらず、2020 年 12 月に Dk 氏から Gc 氏に関する内部告発を受領するまでの間、電力売上不正問題について認識していなかった旨供述する。Jh 氏は、Gc 氏の直属の上長の立場として、TS 本部の工事案件の進捗状況等について何ら把握していなかったとも考えがたいが、本件調査の結果、Jh 氏が 2020 年 12 月以前から電力売上不正問題を認識していたと認めるに足る証拠は確認されなかった。

以上より、Gc 氏は、先行して売上・利益の計上が可能と判断した案件を Ei 氏が[]経営管理部門に報告し、資機材の発注等の指示を行っていた事実は認められる一方で、Gc 氏が主張するような、Ei 氏が電力売上不正問題を主導していたことを裏付ける証拠は検出されておらず、今となっては Ei 氏から事情聴取もできないため、電力売上不正問題事件に関する Ei 氏の関与は不明と結論付けざるを得ない。

イ Ei 氏

前記のとおり、Ei 氏は、経営管理部門[]として、TS 本部における工事進行基準の適用が不適切な会計処理になることを認識していた可能性はあるものの、電力

売上不正問題を主導していたことを裏付ける証拠は検出されておらず、Ei氏の関与については不明である。

ウ Dk氏

Dk氏は、2020年12月以降、電力売上不正問題への対応に従事することになったが、監査法人に報告して適切な会計処理を行うことはなく、事後に実際の工事を行う中で段階的に処理する方針を立案、実行した。

エ Jh氏

Jh氏は、Gc氏の直属の上長として、TS本部における工事の進捗状況等について何ら把握していなかったとは考えがたく、電力売上不正問題を認識し得る機会がなかったのか疑問も残る。しかし2020年12月以前に、同問題を認識していたと認めるに足る証拠は確認されなかった。

Jh氏は、2021年1月にFg氏へ報告したが、その後の事後処理をDk氏に委ねた。Jh氏は、2021年3月31日に社長を退任し、同年4月1日からは会長に就任した後も、後任の社長のDc氏や取締役会に対し、電力売上不正問題について監査法人に報告し、適切な会計処理を行うよう提案するといった対応はとらなかった。

オ Fg氏

Fg氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、電力売上不正問題について、Jh氏が自宅に来て報告を受けたこと及びDk氏が事後対応に当たっていたことの記憶はあるが、詳細は分からない旨供述する。

Jh氏及びDk氏の供述によれば、Fg氏は、電力売上不正問題について報告を受けた際、適切に（肅々と）処理するよう指示したと認められるが、監査法人に報告して適切な会計処理をするよう指示し、その進捗について報告を求めていた、といった事実認められない。

また、前記のとおり、2021年12月28日付けのCx氏からBk氏へのメールには「Fg氏に年換移をした時に、M番及びプラントの負債はどうしたかの話が出ました。Jh氏からまだです。と話されました。」との記載があり、「プラントの負債」は電力売上不正問題を指すと考えられることから、Fg氏は同日時点においても同問題が処理されていないことを認識していたことが窺われる。しかしながら、かかる認識を踏まえて改めて適切な処理を指示した形跡はなく、また、その後も、監査法人への報告や適切な会計処理を行うよう提案するといった事実は認められない。

カ Cn氏

Cn氏は、Jh氏とDk氏から電力売上不正問題に関する報告を受けたが、■■■■年■月■で医療カンパニー■■■■を退任したこともあり、特段の指示はしなかった。

（４）会計上の問題

前記のとおり、一部案件については未受注の段階で受注登録が行われており、未確定の受注代価と不正確な実行予算による合理的ではない利益率に基づいて、工事進行基準が適用されていた。また、顧客からの工事の仕様が確定していない段階で、協力会社に物品を製作させ、工事原価を早期に計上し、工事の進捗度を実態より高めることで、工事に関する売上及び利益の先行計上が行われていた。

本調査において、以下の条件に基づいて工事売上に関する収益認識を検討した。

- ① 顧客から注文書を受領し受注が確定するまでは収益を認識しない。

- ② 工事原価の証憑が不十分なものは、原価性を認めず即時費用処理する。
 ③ 利益率は、工事完了時点の利益率を使用する。

その結果、各年度の売上及び売上総利益の影響額（＋は不適切な会計処理の発生による損益項目の過大計上、△は過少計上）は下表のとおりであった。

（単位：百万円）

決算年月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2025年 9月
売上	1,816	946	△21	△777	△1,574	29	△2,808
売上総利益	1,271	478	476	△635	△1,305	44	△2,161

（５）内部統制上の問題

ア AW 防災 TS 本部電力事業部 Gc 氏に対する統制の欠如

前記のとおり、Gc 氏は TS 本部のとして、2014 年の電力事業の立ち上げ当初から、AW 防災の電力事業の推進を一手に担ってきた。Gc 氏は、経営陣からの、AW 防災の全社予算達成に向けた要請に応じる形で、少なくとも、先行して売上・利益の計上が可能と考えられる案件を経営管理部門へ報告し、資機材の発注等の指示を他部署に行うことで、不適切な会計処理に関与していた。受注、実行予算の策定、購買発注、出荷の各プロセスにおいて、事業部により内部統制が無効化され、内部告発が行われるまで、十分に内部統制が機能していなかったといえる。

イ AW 防災の経営陣及び管理部門による指導の欠如

Gc 氏の上長に当たる AW 防災の経営陣は、本来であれば、Gc 氏が不適切な会計処理に関与していないかを管理・監督すべき立場にあったが、そのような対応が行われていた形跡はなく、Gc 氏に属人化した業務を放置していた。また、管理部門である経営管理部による指摘や是正が働かず、内部統制の重要な機能である第 2 線の指導・モニタリング機能が適切に発揮されなかったといえる。

４ その他の不適切な会計処理

（１）工事損失引当金の計上回避

AW 防災は、顧客が発注した注文書の日付けの偽装や原価付替等により特定の工事案件の受注代価や見積総原価を意図的に調整し、当該案件から生じる利益を操作することで、本来計上すべき工事損失引当金の計上を回避しており、案件間の原価の付替等により工事損失引当金の計上を回避する行為が複数発見された。当該原価付替が工事損失引当金に及ぼす金額的影響については、受注対価及び当時の実行予算の合理性を過去に遡って検証する必要がある。しかし、検証に足る客観的な資料が不足しているため、その実施は困難であり、当委員会は実行予算の合理性に関して十分な調査を実施することができなかった。

（２）売上の計上時期の不適切な操作

AW 防災では、要件を満たさない売上の計上が行われ、結果として適切な期間損益計上を歪める状態にあった。具体的には、製品を預り在庫扱いとして未出荷のまま売上を前倒し計上し、売上計上後に外部監査で証憑を求められた際に、取引先に依頼して預り確認書をバックデートで取得して監査法人に提出していた。また、顧客からの

検収書類である引渡証明書を受領せずに売上を計上し、外部監査において売上の計上根拠資料を求められた際に、引渡証明書を自社で作成し顧客の担当者の署名や捺印を偽造する行為や、内部証憑である出荷票の日付の改ざんも行われていた。加えて、主に営業目標達成に関する組織的プレッシャーに起因して、本来は当年度に計上すべき売上を意図的に翌年度に繰り延べる行為も行われていた。なお、売上の期間帰属に関する疑義は、後記の特定の事業部や担当者に限らず広範囲にわたり存在していることに加え、根拠となる証憑類についても真偽の検証が困難であったため、当委員会がこれらを網羅的に調査することは困難であった。なお、具体的な案件を例示すると以下のとおりである。

ア プラント総括部による売上の前倒し計上

プラント総括部[]のAa氏(以下「Aa氏」という。)は、オーダー番号[]の取引について、[]年9月にシステム上に[]万円の売上計上を行ったが、実際の出荷は同年10月であった。しかし、Aa氏は[]年9月に売上を計上したことを正当化するために、本来売上計上の根拠として顧客から受領すべき「御引渡証明書(願)」を偽造し、さらに出荷伝票の日付についても同年10月から9月へ改ざんしていた。

偽造の具体的手口としては、Aa氏が部下に指示を出して、顧客の担当者の署名を代筆させるとともに、当該担当者名の印鑑を押印させていた。なお、当時AW防災には過去の退職者や在職者の複数の印鑑が保管されていたため、他人名の印鑑を押印することが容易な状況であった。また、出荷伝票の日付は、当時の調達部門の担当者に依頼し、PDFファイル上で日付を書き換える方法で行われていた。

さらに、Aa氏はオーダー番号[]の取引について、本来は[]年[]月に売上計上すべきところ、[]年[]月にシステム上に約[]万円の売上計上を行い、顧客が記載すべき「御引渡証明書(願)」を同様に偽造した。経緯として、[]年[]月に[]を顧客指定場所へ納品し、完了届も提出していたことから売上計上を行ったが、機器のトラブル等により、試運転調整が未実施であったため、顧客による検収が行われることなく、最終的に試運転が行われた[]年[]月に顧客の検収が完了したものである。

イ 防災事業部[]における売上の前倒し計上

防災事業部[]のJo氏(以下「Jo氏」という。)は、[]年度の売上利益計画達成のため、[]において、先行出荷による売上の前倒し計上を行った。

具体的には、2020年3月12日にJo氏から計画グループのCe氏へのメールに、「2019年度売上利益計画達成の為、下記の案件について先行出荷(売上)の予定をしておりますので納期等の詳細を連絡させて戴きます。出荷指示を入力するにあたり出荷先(一時保管場所)をご相談したく宜しくお願い致します。」、「実際の現場納入は5月16日～6月16日の1ヶ月内で順次納入予定となります。」と記載されており、顧客への納品前に売上の前倒し計上を計画していることが窺える。関連証憑の査閲の結果、[]年3月末に[]万円の売上計上を行っていたが、実際の顧客への納品は同年6月であり、本来は[]年3月に売上を計上すべき取引ではなかった。

ウ 医療事業部における売上の繰延計上

医療事業部のFv氏（以下「Fv氏」という。）は、2021年度末から2025年12月までの約3年9か月間にわたり、売上計上時期を意図的に操作する不正行為を継続的に行っていた。

具体的には、Fv氏は、年度内（3月まで）に完了し本来計上すべき売上を、システム上で翌年度（4月以降）に繰延計上していた。対象案件については、監査での発見リスクを回避するため、工事案件を避けて修理・点検案件を意図的に選別していた。当該不正行為は、営業目標達成に関する組織的プレッシャーに起因している。具体的には、月次会議での業績報告や期末実績が翌年度の営業目標設定に直接影響するため、Fv氏は営業目標を達成した後、売上を意図的に翌年度に繰り延べることで、翌年度目標の上方修正を回避していた。

エ 防災事業部における売上の繰延計上

防災事業部のHg氏（以下「Hg氏」という。）は、経営陣の指示により、当年度の事業計画が達成見込みとなった際に翌期へ売上を繰り延べる目的で、2023年3月末に売上予定の案件のうち、低利益で翌期へ繰延可能な案件の検討を行った。

具体的には、2023年3月30日にHg氏からDk氏へ送付されたメールにおいて、「昨日、Dc氏から今期売上予定案件のうち、低利益で来期へ期ズレ可能案件を教えてくださいとお問い合わせを受け、下記案件をご報告しております。売上調整など、ご指示いただければ対応いたしますので、ご調整方、よろしくお願いいたします。」と記載されている。その後、同日にHg氏から営業部門へ送付されたメールにおいて「添付資料に記載している6案件について、3月⇒4月へ納期変更いたします。下記について、対応をお願いいたします。」と記載されており、売上を翌期へ繰り延べるためにシステム上の納期変更を行っていることが窺える。なお、Hg氏の供述及び関連証拠の査閲の結果、売上計上時期が2023年3月期から2024年3月期に実際に繰り延べられていた案件の売上金額は、1億24百万円であった。

（3）工事売上及び工事原価の期間帰属・実在性

電力売上不正問題を受けて、AW防災では、2024年3月末以降売上が計上されている工事案件に対して、以下のとおり工事進行基準の適用判定の妥当性の検証を実施している。

- ① 個々の契約における履行義務の識別に基づく適切な収益認識基準の検証
- ② 案件ごとの売上原価の実在性及び期間帰属の見直し
- ③ 案件ごとの適切な収益認識基準に基づく収益計上額及び収益認識時期の見直し

その結果、主に収益認識基準の見直しにより、工事進行基準適用の工事案件について、工事売上高の期間帰属が歪められるという問題が生じていた。

工事売上高及び工事原価の期間帰属の見直しによる影響額（+は不適切な会計処理の発生による損益項目の過大計上、△は過少計上）は下表のとおりであった。

（単位：百万円）

決算年月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2025年 9月
売上収益	11	-	-	9	73	2,352	479

売上総利益	-	-	-	9	12	1,463	312
-------	---	---	---	---	----	-------	-----

(4) 売掛金の不正な付替

過去の売上の架空・割増計上等に伴う回収不能債権の消込に他社からの入金を充当する不正な付替が行われていた。

具体的な手口としては、営業事務担当者が顧客から入金を受けた場合に、会計帳簿上、本来消込すべき取引先の債権ではなく、別の取引先の債権へ当該入金を充当していた。また、営業担当者が、本来売上を計上すべき取引について売上を計上せず、顧客に対して請求書のみを発行し、その後、未回収となっていた債権に当該請求書からの入金を充当していた。さらに、受注登録額を上回る金額で売上計上が可能となった場合に、別のオーダーを新たに立ち上げて、架空の売上を計上することによって、売上計上時期や金額を操作していた。

これらの行為は、複数の営業所において発覚しており、かつ、複数年にわたり多数の付替が行われていたため、当委員会が事実関係を正確に調査することは困難であった。

なお、これらの行為が長期間にわたって発覚しなかった理由として、売掛金に対する残高確認が金額的重要性の観点から全件実施されていなかったこと、実施していても顧客との違算調整が適切に行われていなかったことが挙げられる。また、請求書の発行や売掛金の消込等の売掛金の管理は、売上管理システムで行っていないため、売上と入金状況を紐づけて検証することが困難であった。さらに、売上の計上、請求書の発行、売掛金の消込は、同営業所内の営業事務担当者が行っていたため、営業担当者の指示等により容易に売上及び入金に関する不適切な処理ができる状況にあり、別の部署による内部牽制が十分に機能しない状況であった。なお、AW 防災は、売掛金の不正な付替が発覚したことを受け、売掛金残高の実在性を検証するため、全ての得意先を対象に 2025 年 9 月末の売掛金残高に対する残高確認状を送付し、その回答内容を精査したうえで、売掛金残高の修正を行っている。

(5) 原価付替による利益操作

AW 防災では、予算必達のプレッシャーから、各工事案件が予算から乖離しないように、多数の部署にわたって、原価を付け替える行為が多く行われていた。具体的には、設計費や外注費を異なる工事のオーダー番号に紐づけることによって、当初の実行予算と実績原価が乖離することを回避するための不適切な行為が行われていた。これらは、複数の部署において、過年度から行われており、調査委員会ではその影響を検証することは不可能であった。なお、具体的な手口は以下のとおりである。

ア 設計費等の社内工数や工事費の原価付替による利益操作

AW 防災のシステム上、設計費等の稼働工数を元に発生する費用は、案件間で稼働工数を容易に付け替えることが可能であり、採算の悪い案件の稼働工数を、採算の良い案件で発生したかのように付け替えることで利益操作が可能となる環境にあった。

設計・工事作業に係る工数計上は、工事案件ごとの実行予算と発生原価を比較し、実行予算を超過しない工数を案件ごとに試算したうえで実施されていた。各関係者は、実際に要した作業時間ではなく、前記試算の範囲に収まる工数を Excel に入力し、グループ■はそれらの入力結果を取りまとめ、案件ごとに工数が実行予算を超過しないかを確認したうえで、基幹システムに登録していた。これらは各部門の通常の業務プロセスとして構築され、継続的に運用されていたが、結果的に工事実施に即し

ない不適切な原価計算が行われており、当該業務プロセス自体に不備があったものと考えられる。また、実際の作業実態を確認するための証書類が十分に保存されておらず、当委員会として工事案件ごとの社内工数及び発生原価の妥当性を正確に検証することは困難であった。

イ 未計上原価（原価の概算計上）による利益操作

AW 防災では、本来は残工事費用の調整等に用いるべき未計上原価を利用した利益調整を過去から継続して実施していた。業績の達成状況に応じて、未計上原価を恣意的に取り崩す処理が行われてきた。

AW 防災は、月次単位で計画利益必達の強いプレッシャーを受けており、未計上原価の計上と取崩による利益操作によって、計画利益を達成していた。具体的には、月次業績が好調な月は未計上原価を計上して利益を繰り延べ、月次業績が不調な月は未計上原価を取り崩すことによる益出しが行われていた。

また、他の案件で発生した実際の原価に対して、異なる案件の未計上原価を同額取り崩すことで、案件間で原価を付け替えるとともに、損益への影響を相殺していた。なお、未計上原価を利用した原価付替は、案件間で共通する複数の協力会社を利用して実施されており、概要は以下のとおりである。

- ① 採算の良い A 案件が完工し売上が計上する際に、A 案件で未計上原価を計上する。
- ② 採算の悪い B 案件での原価計上を回避するために、協力会社にも原価付替の協力を依頼する等して、A 案件の工事費用の名目で、協力会社に発注を行う。
- ③ これにより、B 案件の工事費用が、A 案件の原価として計上され、原価の計上時期の操作ができる。

また、未計上原価の恣意的な操作によって、本来原価を計上すべき案件が一時点で収益を認識する場合は費用が前倒しで計上され、工事進行基準である場合は工事進捗度が歪められ売上が前倒しで計上される。さらに、未計上原価の操作によって、工事案件の見積総原価も実態と異なることになり、工事損失引当金の計上に関して誤った判断が行われる。

本調査において、未計上原価の根拠となる客観的な証書類が十分に保存されておらず、当委員会が工事案件ごとに未計上原価の妥当性を正確に調査することは困難であった。そのため、各会計期間において計上した未計上原価は全て不要であったと仮定し、その場合の未計上原価の操作による影響を算定した結果は下表のとおりである。

(単位：百万円)

決算年月	2020 年 3 月	2021 年 3 月	2022 年 3 月	2023 年 3 月	2024 年 3 月	2025 年 3 月	2025 年 9 月
売上総利益	284	357	△207	2	△201	△104	△141

(6) 在庫の評価減による利益操作

AW 防災は、利益調整のため、余剰在庫の評価を一時的に引き下げることで損失を計上し、後日、当該製品の一部を出荷した時点で評価損を戻し入れるという運用が過年度から継続して行われてきた。なお、この処理は AW 防災が定める在庫評価減の基準に基づかないものである。また、滞留在庫の評価減を免れることを目的とした実態

卸資産（仕掛品を除く）に関する滞留評価減の基準として、経理規則第44条では「毎月末及び毎期末における棚卸資産の在高的評価は、移動平均法による低価法を適用し、収益性の低下に基づく簿価切下げにより算定する」と定められている。具体的には、出荷等の利用実績がない棚卸資産（仕掛品を除く）に対し、1年超から2年以下の場合は取得価格の25%、2年超から3年以下の場合は50%、3年超の場合は100%の評価減を実施する。このため、実際には使用実績のない棚卸資産を出荷することで、本基準に抵触せず強制評価減の計上を回避する不正な行為であったと考えられる。

（7）ソフトウェアや開発費の過大計上による利益操作

AW防災は、自社利用のソフトウェアの資産計上の要件を満たさない運用・維持管理のための社内工数や社外ベンダー費用を過去から継続して資産計上していた。また、AW防災の連結パッケージにおいて、開発費として資産計上されている一部の開発案件についても、IFRSに基づく当社グループの会計方針書や会計実務指針で定める資産計上の要件を満たしていないことが判明した。なお、これらは、前記のM番と呼ばれる架空在庫を段階的に費用処理するための財源として資産計上が検討されてきたことが背景としてある。

ア ソフトウェアの資産化

2021年3月期末において、基幹システムの導入プロジェクトに関連する自社工数97百万円をソフトウェアに計上していた。また、2020年4月から2025年9月まで、ソフトウェアについて、資産計上要件を十分に検討せずに資産計上していた。

このソフトウェアの資産計上に関してBk氏は、2021年3月に計上したソフトウェア97百万円は、M番精算のための利益財源とする意図はあったものの、利益操作のために恣意的に資産計上したものではない旨を供述している。

しかしながら、資産計上したソフトウェアの中には、社外ベンダーの基幹システムに関する保守運用に係る工数が含まれていたり、開発プロジェクトと記載されているが実際には企画段階であり要件定義書等の成果物が明確でないものが含まれていた。また、社外から購入したソフトウェアに関しても保守費用や年間ライセンス契約、本来費用化すべき案件が存在していることが判明した。

これらの会計処理が意図的な利益操作を目的としたものであったかは定かではないが、2025年9月末時点において、ソフトウェア（取得原価）について、6億11百万円は資産計上が認められないと評価し、結果として、減価償却累計額を控除後のソフトウェア及び利益剰余金が4億26百万円過大に計上されていた。

イ 研究開発費の資産化

2021年3月期に発生した研究開発費の内、資産化対象として選別された特定の案件の開発費用1億08百万円が連結パッケージ上で資産計上された。その後も、2025年9月末に至るまで対象案件にかかった開発費用は全て資産計上したうえで、開発期間にわたって償却されており、2025年9月末時点での累計開発費用は3億37百万円であった。

資産化対象の開発案件は、当時技術部門へのヒアリングを通して、「開発の継続性」、「販売・使用時の経済性」を鑑みて選別された10件であり、かかる選別結果に関してBk氏は、M番精算のための利益財源とする意図はあったものの、利益操作のために恣意的に調整はしていない旨を供述している。

一方で調査の過程で、資産化対象の案件の内、6件に関しては、2022年3月期中に開発を断念したもの、2025年9月末時点で販売実績がないもの、又は一定の販売実績はあるものの開発費用と対比した場合利益が生じていないもののいずれかであり、将来の経済的便益創出可能性の観点で資産性がないことが判明した。本来であれば、研究開発費の資産化検討においては、少なくとも、合理的な前提に基づいて作成された採算計画に照らして、将来の経済的便益創出可能性の検討が実施され、資産化後も継続して案件ごとの開発状況や販売・使用状況をモニタリングし、開発費の減損処理の検討を行う必要があるが、AW防災においては、いずれも十分に実施されていなかったものと考えられる³¹。

なお、資産性のない開発費用の資産化が意図的な利益操作を目的としたものであると判断するに足る証拠は確認されなかったが、結果として、2025年9月末において、開発費が1億12百万円、利益剰余金が45百万円、それぞれ過大に計上されていた。

5 社内リニエンスー申請等による情報提供

前期第1章・第7・1のとおり、当社は、当初、適用期間を2025年12月3日から同月15日までとして社内リニエンスー制度を実施したが、この期間中のAW防災役職員からの社内リニエンスー申請による情報提供は3件であった。ところが、同月25日以降、本調査の過程で新たな不適切な会計処理の疑いが相次いで発覚したことを受け、AW防災は同社を対象とする社内リニエンスー制度の適用期間を2026年1月13日まで延長するとともに、同月5日から9日にかけて本ワークショップを実施した。本ワークショップには、AW防災の経営幹部に加えて当社の経営幹部及び専門家も参加し、不適切な会計処理に該当する可能性のある事象やAW防災グループの置かれている状況を改めて説明したうえで、情報提供を要請した。その結果、AW防災役職員からの社内リニエンスー申請は急増し、調査期間を通じた情報提供の件数は合計365件³²となった。

当委員会では、これらの情報提供の内、不適切な会計処理に関連するものを抽出し、事象の性質に基づき分類を行った結果は下表のとおりである。なお、1件の通報の中に複数の性質が含まれる場合は重複計上している。

事象の項目	件数
原価付替による利益操作	130件
在庫関連（M番、棚卸差異、簿外品等）	113件
証憑書類の偽造・改ざん	86件
売上の先送り	70件
売上の先行計上	62件
受注・代価の過少登録又は一律設定	36件
未計上原価による利益操作	28件

³¹ 一定の販売実績がある開発案件においては、2021年3月末の資産化当時における経済的便益の創出可能性を一概に否定できるものではないが、AW防災では、資産化後の継続的なモニタリングを実施しておらず、いつの時点から経済的便益の創出可能性がなかったのかを厳密に特定することは困難であるため、本調査においては、保守的に資産化時点において既に経済的便益創出要件を満たしていなかったものと判断する。

³² 申請書の受理件数としてカウントしているため、同一人物が同じ内容の通報案件について、別の申請書で修正を申告した場合、複数のカウントがされている。

事象の項目	件数
工数の操作	20 件
受注の早期計上	14 件
工事進行基準関連	12 件
入金処理の付替	7 件
価格調整等	6 件
工事損失引当金の計上回避	4 件
固定資産の未計上	3 件
経費の不適切使用	1 件

前記の情報提供の内、一部の具体的な案件情報に言及するものについては、当委員会において内容の検討を進めたが、それ以外は時間的制約から調査を行うことができなかったため、調査未了事項として取り扱うこととする³³。

第7 当社及び当社グループ会社における不適切な会計処理に係る事実関係

当委員会は、前記第1章・第2に記載のとおり、調査の目的に類似事象の有無の確認が含まれていることから、類似事象に関する調査を実施した。

調査の結果、複数の当社グループ会社及びユニットにおいて、当社役職員及び当社グループ会社の役職員の関与のある不適切な会計処理、並びに誤謬（ミス）が複数検出されている。当社及び事業グループごとの検出事項は下記のとおりである。

当社及び事業グループ	検出事項 対象会社	検出事項項目数
当社	当社	16
リージョナルインキュベーショングループ	AW 東日本 AW 西日本	11
デジタル&インダストリーグループ	AW マッハ 日本電熱 AW パフォーマンスケミカル タテホ化学工業 プリンテック	16
アグリ&フーズグループ	AW アグリ&フーズ プレシア トミイチ九州 北海道 AW アグリ 九州屋	14

³³ 上表においては、同一の通報者による複数回の通報についても重複分を計上している。しかしながら、時間的制約により、重複分含め、事象の性質や件数については十分な精査を行うことができていない点は留意されたい。